

1-357-1

変更項目 大気汚染、騒音・振動

(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

変 更 届

(工事工程の変更)

令和7年9月

三 井 不 動 産 株 式 会 社
宗 教 法 人 明 治 神 宮
独 立 行 政 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社

目 次

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2. 対象事業の名称及び種類	1
3. 対象事業の目的及び内容	1
3.1 対象事業の内容の概略	1
3.2 対象事業の目的	2
3.3 対象事業の内容	2
4. 計画の変更について	24
4.1 計画の変更理由及び概要	24
4.2 計画の変更内容	24
5. 計画の変更に伴う予測・評価の見直し	31
5.1 見直し項目及びその理由	31
5.2 見直しを行った予測・評価の結論	35
5.3 予測・評価の見直し	37
5.3.1 大気汚染	37
5.3.2 騒音・振動	55
6. 環境影響評価手続等の状況	67
7. 事後調査計画の変更	68
■資料編	81

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：三井不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 植田 俊
所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

名 称：宗教法人明治神宮
代表者：宮司 九條 道成
所在地：東京都渋谷区代々木神園町1番1号

名 称：独立行政法人日本スポーツ振興センター
代表者：理事長 芦立 訓
所在地：東京都新宿区霞ヶ丘町4番1号

名 称：伊藤忠商事株式会社
代表者：代表取締役 小林 文彦
所在地：東京都港区北青山二丁目5番1号

1.2 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：三井不動産株式会社
代表者：代表取締役社長 植田 俊
所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業
種 類：高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

3. 対象事業の目的及び内容

3.1 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置する計画地面積約 174,700m²の土地に、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等を主要な用途とする建築物を計画するものである。対象事業の内容の概略は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表3.1-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
計 画 地	東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部
計 画 地 面 積	約174,700m ²
延 床 面 積	約560,800m ²
最 高 高 さ	約190m
主 要 用 途	スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等
駐 車 台 数	約1,070台
工事予定期間	2023年～ <u>2037年</u> （令和5年～ <u>令和19年</u> ）
供 用 時 期	<u>2037年（令和19年）</u> （全体供用予定）

注1) 下線部分は変更した事項を示す。

注2) 今後、関係者協議等により変更になることがある。

3.2 対象事業の目的

計画地が位置する明治神宮外苑は、創建当時から国民の為のスポーツの場を提供してきた歴史がある。この歴史に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会によってもたらされるレガシーを次世代に引き継ぐため、スポーツ拠点としての役割を維持しながらラグビー場・野球場等での競技の継続を図りつつ老朽化した施設を更新し、新たな時代にふさわしいスポーツ施設を途切れることなく整備する必要がある。

上記を踏まえ、東京都は、神宮外苑地区を世界に誇れるスポーツクラスターとして整備するため、長期計画に位置付け、地区一帯のまちづくりに取り組むこととした。東京都は、平成 25 年 3 月に「東京都スポーツ推進計画」を、平成 30 年 3 月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定するとともに、平成 25 年 6 月に「東京都都市計画神宮外苑地区地区計画」を決定し、あわせて都市計画公園の変更（公園区域の再編、立体都市公園の導入）を行った。また、平成 30 年 4 月に、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり検討会」を設置し、まちづくりの方向性や公園まちづくり制度の活用要件等について検討を行った結果、平成 30 年 11 月に「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」を策定した。

以上のことから、本事業は、明治神宮外苑の「スポーツ拠点」としてのブランドを次世代につなげるべく、既存のスポーツ施設の役割を尊重しつつ、時代の変化に合わせたスポーツ施設の更新と新たなアクティビティの場を形成し、一体的にスポーツとの親和性が高い地区の形成を図る。また、土地の高度利用化を促進し業務・商業等の都市機能の導入、緑の充実とオープンスペースの形成を図り、魅力ある複合市街地を実現することを目的とする。

3.3 対象事業の内容

3.3.1 位置及び概況

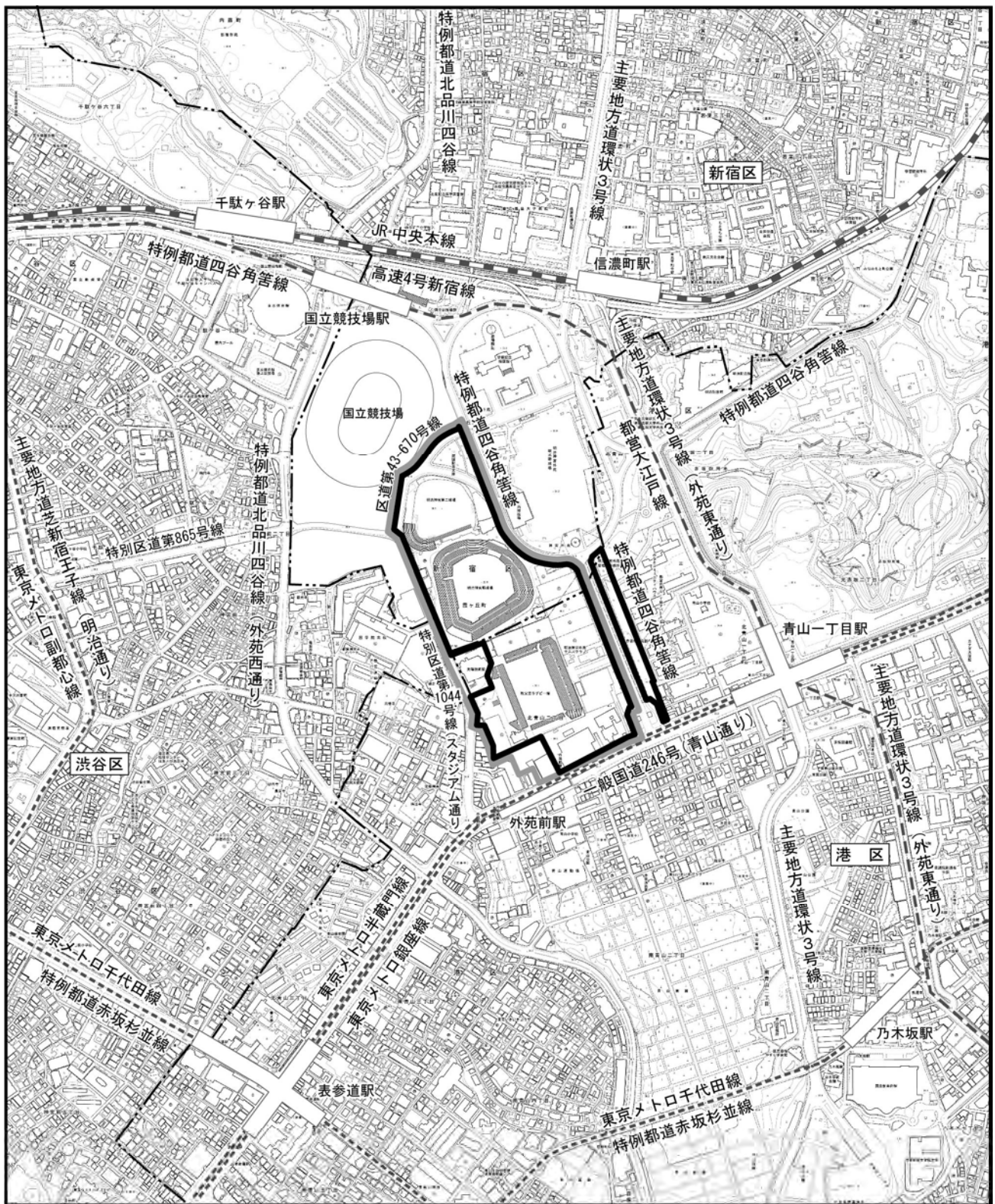
事業区域は、図 3.3-1 及び写真 3.3-1 に示すとおり、港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町の各一部に位置している。北側には区道第 43-670 号線、東側には特例都道四谷角筈線、南側には一般国道 246 号（青山通り）、西側には特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）が通る区域である。

北側には JR 中央本線の「千駄ヶ谷駅」、「信濃町駅」及び都営大江戸線の「国立競技場駅」が位置しており、西側には東京メトロ副都心線が存在する。また、南側には東京メトロ銀座線の「外苑前駅」が位置しており、東側には都営大江戸線、東京メトロ半蔵門線、東京メトロ銀座線の「青山一丁目駅」が存在する。

事業区域内には、現在、明治神宮野球場、神宮第二球場、秩父宮ラグビー場、テニスコート、伊藤忠商事東京本社ビル等があり（図 3.3-2 (p.5) 参照）、用途としては、スポーツ・興行施設、公園・運動場等、事務所建築物、専用商業施設等があり、周辺には、事務所建築物、官公庁施設、教育文化施設、専用商業施設、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設、独立住宅、集合住宅、倉庫・運輸関係施設、野外利用地・仮設建物、公園・運動場等、森林等がある。

周辺には、一般国道 246 号（青山通り）や一般国道 246 号（青山通り）から国立競技場まで人々を繋ぐ特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）など、にぎわいのある通りが隣接する。

事業区域は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域及び商業地域に指定されており、周辺は、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、商業地域及び近隣商業地域に指定されている。



凡 例



計画地

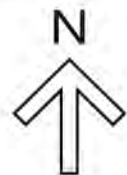


神宮外苑地区地区計画に定める神宮外苑地区（b区域）の範囲



区界

注) b区域とは、神宮外苑地区地区計画に定めた、神宮外苑地区内の緑豊かな風格ある都市景観を保全しつつ、スポーツクラスターと魅力ある複合市街地を実現することを目標に、既存スポーツ施設で現在行われている競技の継続に配慮しながら、関係者が相互に連携・協力してまちづくりを進める区域。



S=1/12,000

0 100 200 300m



図 3.3-1 計画地位置図



凡 例

- 計画地
- 区界

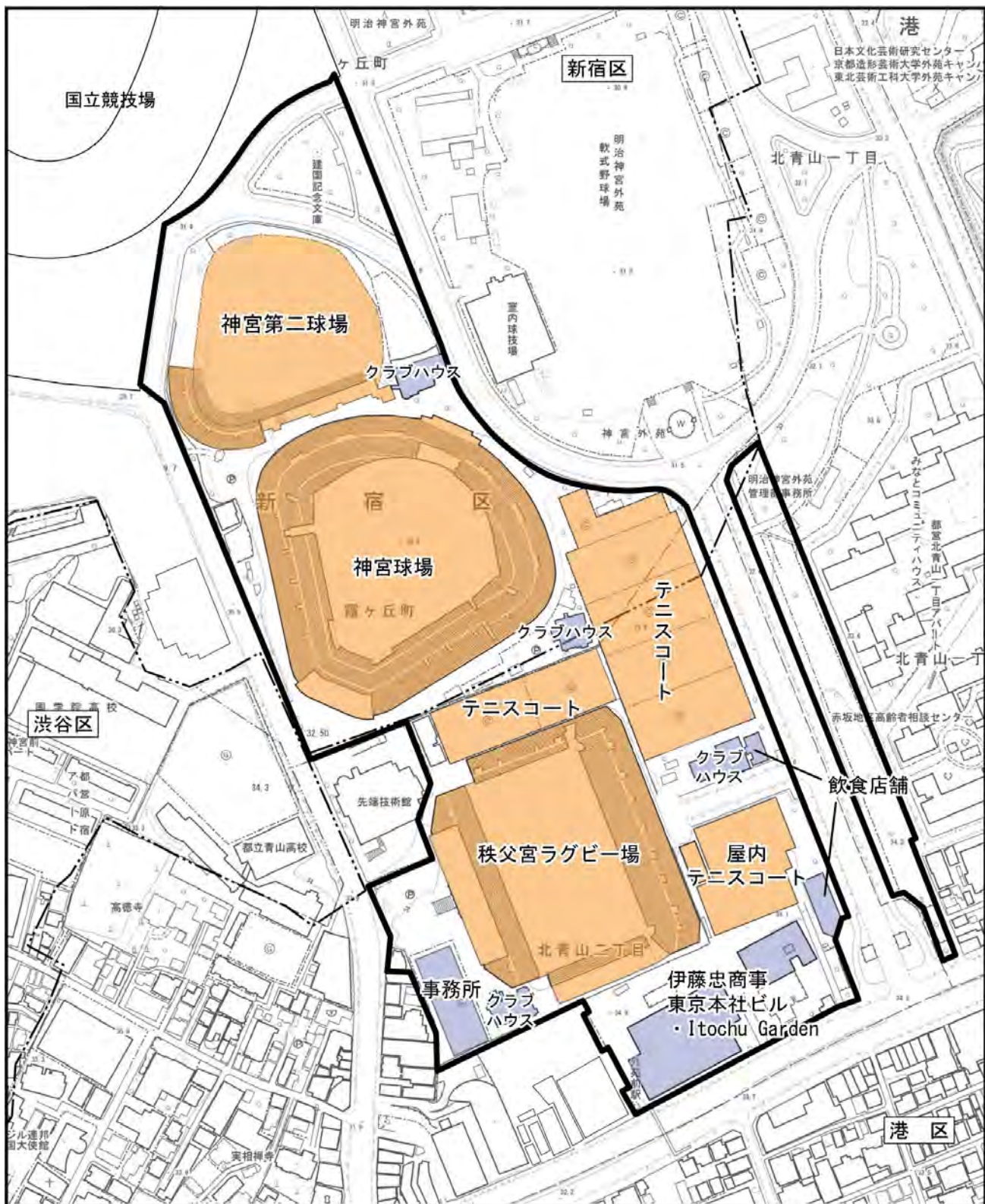
注) 2017 年 4 月時点



S=1/12,000

0 100 200 300m

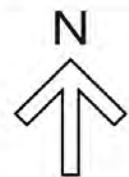
写真 3.3-1 計画地付近の航空写真



凡 例

- 計画地
- 区界
- スポーツ施設
- スポーツ施設以外の施設

注) 2021 年 7 月時点



S=1/4,000

0 40 80 120m

図 3.3-2 現況図

3.3.2 事業の基本方針

平成30年11月に東京都が策定した「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」において、まちづくりの目標として、次の3つの拠点性を備えたまちの実現を目指すこととしている。

- ・将来像1：高揚感のあるスポーツとアクティビティの拠点
- ・将来像2：歴史ある個性を生かした多様なみどりと交流の拠点
- ・将来像3：地域特性を生かした魅力的な文化とにぎわいの拠点

これを踏まえ、本事業の整備の基本方針は、以下に示すとおりとした。

(1) 周辺特性を踏まえた適切なゾーニング

当地区の特性であるスポーツ施設の集積及び神宮外苑いちょう並木の象徴性を活かしつつ、地区を活性化し賑わいをもたらす都市機能の導入を図る。

1) 大規模なスポーツ施設エリア

東京体育館・国立競技場から南北に連なる形で、段階建て替えにより一体的なスポーツ施設エリアを形成する。

2) 魅力ある複合市街地エリア

物販施設や業務施設、ホテル等が立地する一般国道246号（青山通り）及び特別区道第1044号線（スタジアム通り）沿道は、土地の高度利用と多様な都市機能（業務、商業、住宅、文化・交流施設等）の導入により魅力ある新しい複合市街地を形成する。

3) 緑豊かな憩いエリア

神宮外苑いちょう並木沿道は、聖徳記念絵画館を臨む神宮外苑いちょう並木のビスタを保全するとともに、既存の緑を活かした豊かな緑やアフタースポーツ等を楽しむことのできる憩いの空間を形成する。

(2) 歩行者ネットワークによる回遊性の実現

各施設は多様な特色や機能を持つ歩行者ネットワークによって連携され、公園全体としての一体感と回遊性の向上へ繋げる。

大規模スポーツ施設と地下鉄駅を往来する大量の歩行者を安全かつ円滑に処理するために、青山通りやスタジアム通りへの歩行者動線の分散化をはじめ、複数のルートを効率的に整備することとし、計画地内に新たにラグビー場棟と野球場棟を結ぶ南北の歩行者ネットワークを形成することにより、施設間連携の強化を図り、安全安心で人にやさしい動線を形成する。

また、現在、神宮外苑いちょう並木側とスタジアム通り側の繋がりが希薄なため、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る。

(3) 更なる緑・広場の整備によるパブリックスペースの拡充

既存の緑を生かし、あらゆる人が気軽に使えるパブリックスペースの充実性をさらに高め、思わず立ち寄りたくなるような活気ある交流拠点を形成する。

3.3.3 事業の基本計画

(1) 事業の基本的方針

計画地は豊かな自然環境やいちょう並木のビスタを有し、様々なスポーツの拠点として親しまれ、創建 100 年に及ぶ明治神宮外苑は歴史的にも重要な場所である。事業の基本的方針としては青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館へと続く特例都道四谷角筈線沿いの 4 列のいちょう並木（以降、4 列のいちょう並木と記載）を保全するとともに、緑豊かな風格ある景観を創出し、次の 100 年を見据えた多様な緑化を計画していく方針である。また、事業計画、及び 4 列のいちょう並木をはじめとする既存樹木の保全状況や樹林地の復元再生状況等についての情報や事業への都民参加の状況等はホームページ等において丁寧に情報公開をしていく方針である。

(2) 配置計画

計画建築物の配置計画は、図 3.3-3 に示すとおりである。計画建築物の断面図は、図 3.3-4(1)～(4)に示すとおりである。

計画建築物は、計画地の北側にラグビー場棟、中央に複合棟 A、複合棟 B、文化交流施設棟、野球場棟及び球場併設ホテル棟、南側に事務所棟を配置する計画である。主要な用途は、ラグビー場棟はラグビー場、複合棟 A はオフィス及び商業、複合棟 B は宿泊施設及びスポーツ関連施設、文化交流施設棟は公園支援施設及び商業、野球場棟及び球場併設ホテル棟は野球場及び宿泊施設、事務所棟はオフィス及び商業として計画している。また、計画地の中央に広場を配置するとともに、計画地内にある新宿区道の一部を付け替える計画である。計画地東側の緑地（図 3.3-3 及び図 3.3-8 参照）については緑豊かな空間を維持し保全に努める計画である。

また、災害時のための防災備蓄倉庫、災害用トイレを設ける計画である。

(3) 建築計画

建築計画の概要は、表 3.3-1 に示すとおりである。

計画地面積は約 174,700m²、延床面積は約 560,800m²、最高高さは約 190m である。

主要な用途は、スポーツ施設、オフィス、商業、宿泊施設、駐車場等である。駐車場は約 1,070 台を整備する計画である。

完成イメージを図 3.3-5 に示す。

表 3.3-1 建築計画の概要

項 目	ラグビー場 棟	複合棟A	複合棟B	文化交流 施設棟	野球場棟及 び球場併設 ホテル棟	事務所棟
計画地面積	約174,700m ²					
延床面積	約72,500m ²	約127,300m ²	約30,300m ²	約2,000m ²	約115,700m ²	約213,000m ²
	合 計 約560,800m ²					
最高高さ	約48m	約185m	約80m	約6m	約60m	約190m
主要用途	ラグビー 場、 文化交流施 設、商業、 駐車場等	オフィス、 商業、 駐車場等	宿泊施設、 スポーツ関 連施設、 駐車場等	公園支援施 設、 商業等	野球場、 宿泊施設、 商業、 駐車場等	オフィス、 商業、 駐車場等
階 数	地上8階 地下1階	地上40階、 地下2階、 塔屋1階	地上18階、 地下1階、 塔屋1階	地上1階	地上14階、 塔屋1階、 地下1階	地上38階、 地下5階
構 造	RC造、S造	S造、SRC造	S造、SRC造	S造、SRC造	RC造、SRC 造	S造、SRC造
駐車台数	合 計 約1,070台					

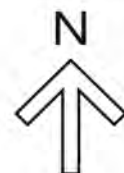
注) 今後、関係者協議等により変更になることがある。



凡 例

- 計画地
- 区界
- ラグビー場棟敷地範囲
- 建築物
- デッキ
- 緑地

注) 計画については今後変更の可能性がある。



S = 1 / 4,000

0 40 80 120m

図 3.3-3 配置計画図

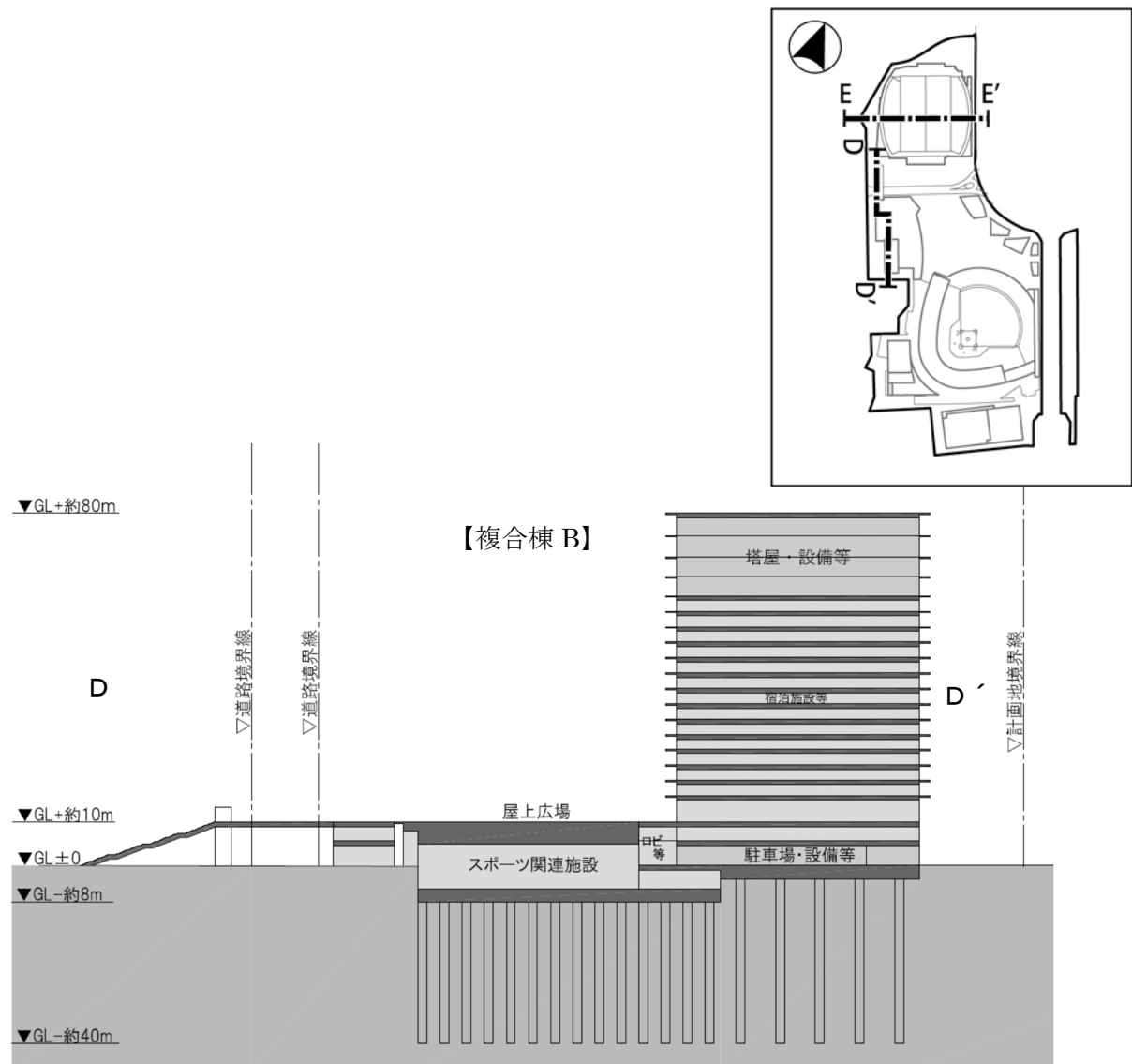


図 3.3-4(2) 断面図(D-D') S=1/1,600

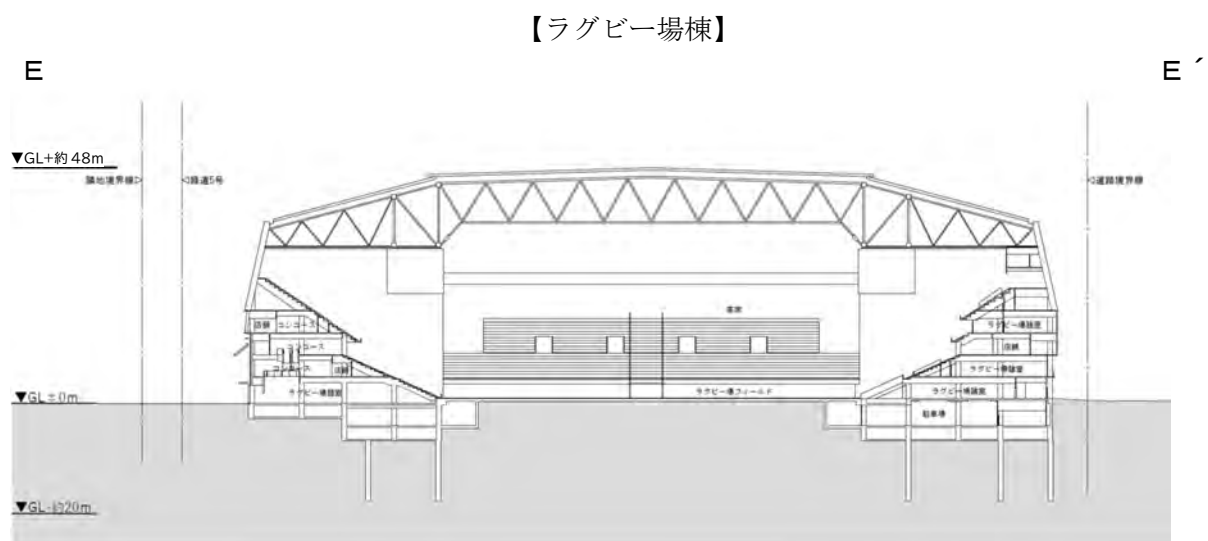
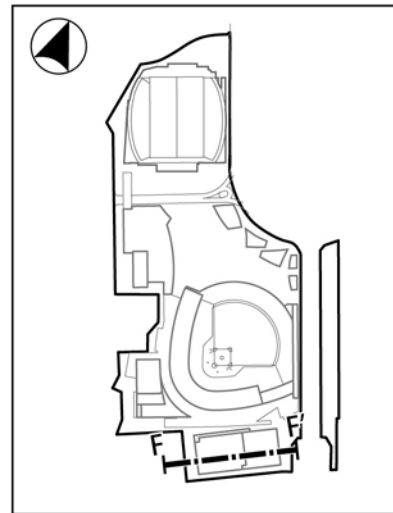


図 3.3-4(3) 断面図(E-E') S=1/1,600



【事務所棟】

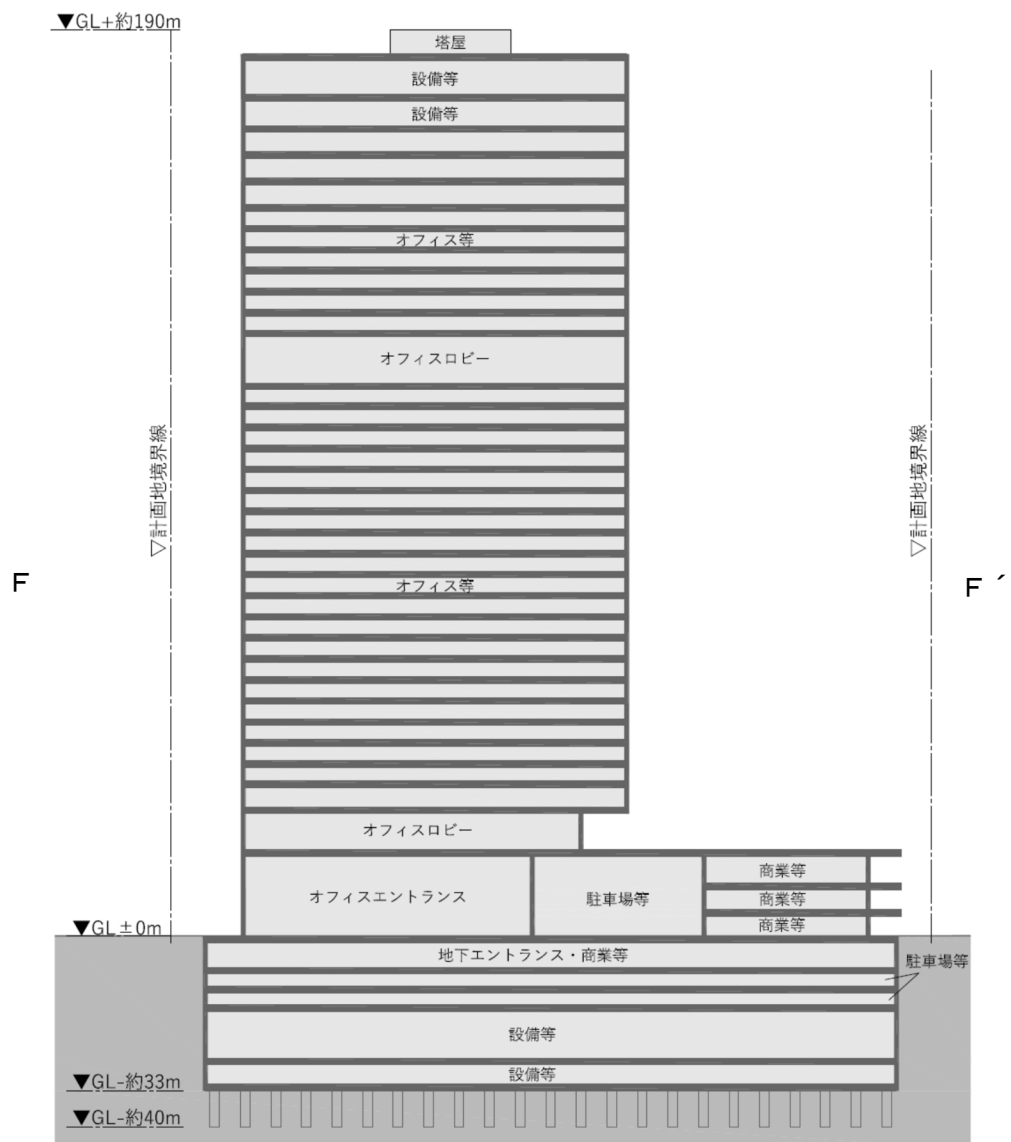


図 3.3-4(4) 断面図(F-F') S=1/1,600



注 1) 評価書掲載の完成イメージ図と描画方法を変えている（令和 5 年 10 月作成）。絵画館前広場については別事業である。

注 2) 計画については今後変更となる可能性がある。

図 3.3-5 完成イメージ

(4) 発生集中交通量及び自動車動線計画

工事の完了後に出入りする自動車の発生集中交通量は、「大規模開発地区関連交通計画マニュアル（改訂版）」（平成 26 年 6 月 国土交通省都市局）等に基づき、約 4,600 台/日と想定している。スポーツ施設については公共交通機関による利用を想定し、自動車の発生集中交通量は見込まないこととした。想定される関連車両の主な走行ルートは、図 3.3-6 に示すとおり、特例都道四谷角筈線、一般国道 246 号（青山通り）、特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）等を利用して、計画建築物に出入りする計画である。なお、計画地北側の区道第 43-670 号線については廃道となる予定である。

交通処理計画については、今後、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行い決定するものとする。

(5) 駐車場計画

駐車場の台数は、「東京都駐車場条例」（昭和 33 年 10 月東京都条例第 77 号）に基づく附置義務台数以上を基準とし、約 1,070 台を確保する計画である。

(6) 歩行者動線計画

歩行者の動線計画は、図 3.3-7 に示すとおりである。

計画地の西側を南北に走る一般国道 246 号（青山通り）から国立競技場まで人々を繋ぐ特別区道第 1044 号線（スタジアム通り）には、都会的で活気のある歩行者ネットワークを形成し、周辺市街地と当地区を結ぶ玄関口の役割を果たす計画である。

計画地を南北に繋ぐ動線としては、ラグビー場棟と野球場棟を結ぶ歩行者ネットワークの形成により、施設間連携の強化を図り、歩行者空間を立体的に整備することで、歩車分離によるバリアフリーかつ安全安心で人にやさしい動線を形成する。

青山二丁目交差点から聖徳記念絵画館を繋ぐ動線として、神宮外苑いちょう並木の本来の象徴性を保全するとともに、明治神宮外苑の玄関口としてふさわしい活気に溢れた歩行者動線を形成する。

また、現在、神宮外苑いちょう並木側とスタジアム通り側の繋がりが希薄なため、散策等が可能な東西の歩行者ネットワークの強化を図る計画である。

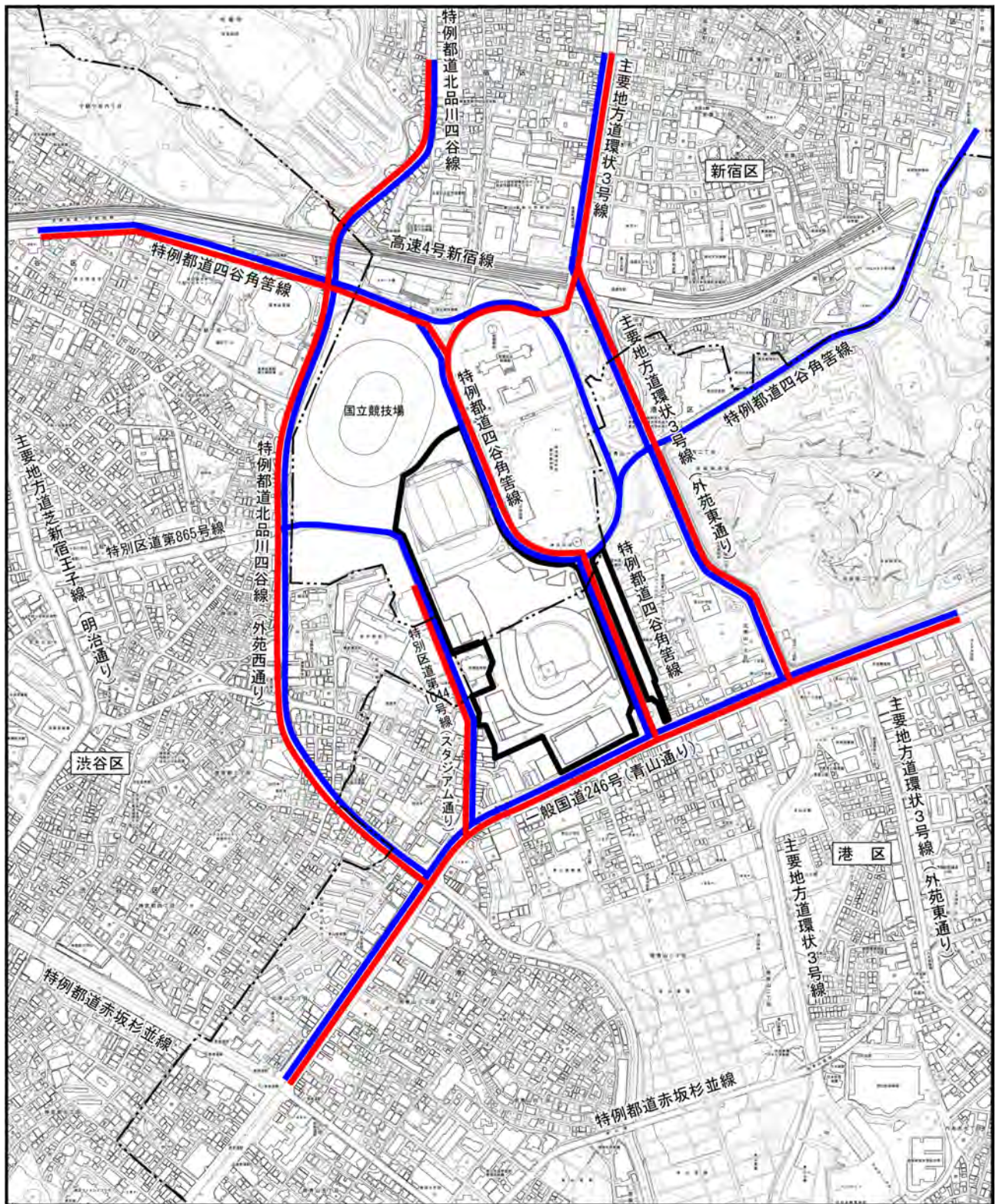
(7) 給排水計画

上水は公共上水道を利用し、汚水は公共下水道へ放流する。雨水に関しては、「新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」（平成元年 10 月）、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」（平成 5 年 11 月港土計第 333 号）に基づき、今後関係機関と協議し、雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設の設置を行い、放流量の調整を行う。また、雨水貯留槽等の設置にあたっては、東京都の「建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱」（平成 16 年 12 月 16 環改計第 298 号）及び「ビルピット臭気対策マニュアル」（平成 24 年 3 月 東京都環境局）に基づき設置・維持管理を行う。

(8) 熱源計画

熱源設備として、地域冷暖房施設、中央熱源及び個別熱源を整備する計画である。本事業の施

設で使用するエネルギーは、電気及び都市ガスを計画しており、業務、商業施設等で利用する熱源については極力集中化を図り、効率的なエネルギーシステムを採用する計画である。



凡 例

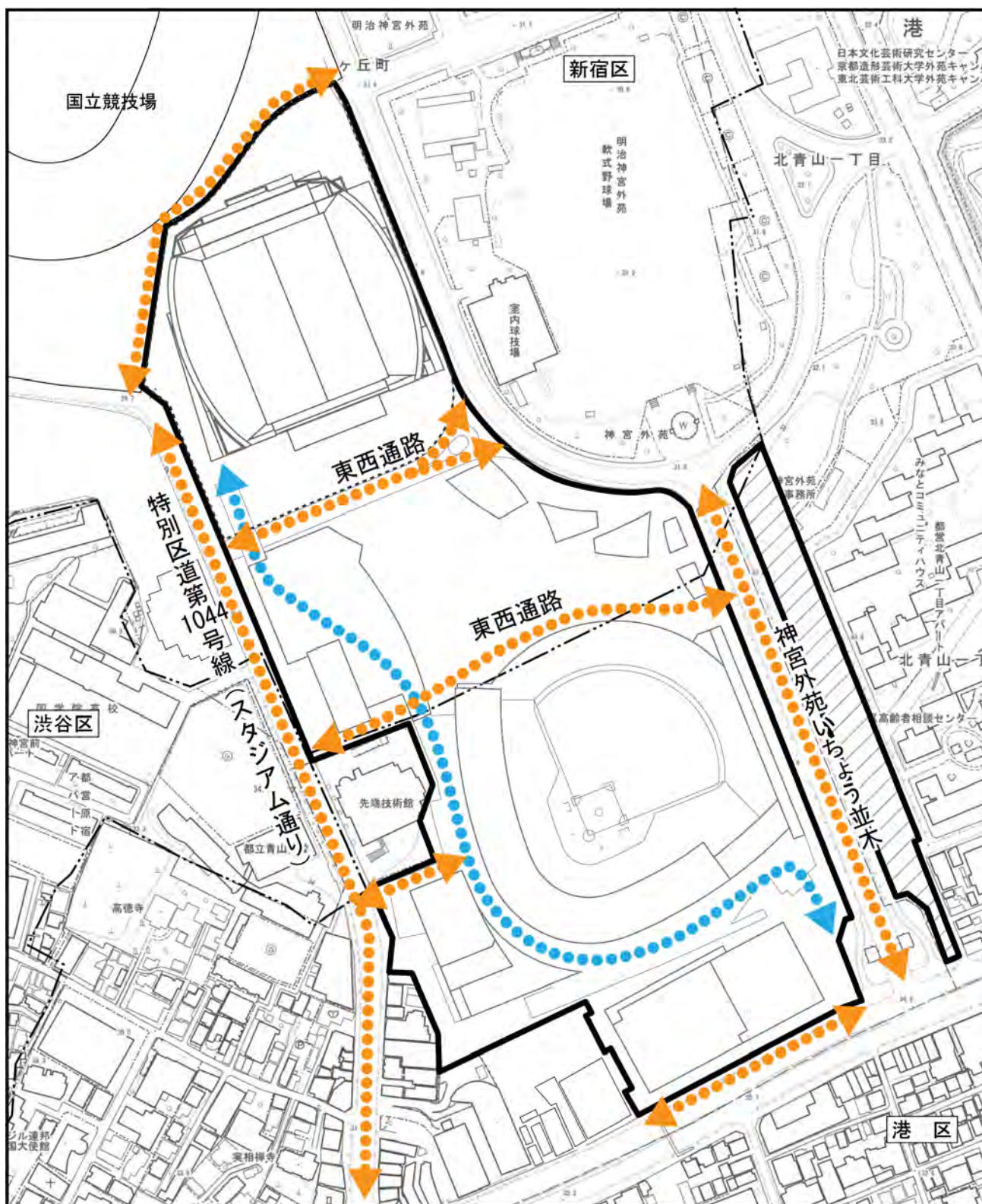
- 計画地
- 区界
- 流出動線
- 流入動線



S = 1/12,000

0 100 200 300m

図 3.3-6 関連車両の主な走行ルート



凡 例

- 計画地
- 区界
- ラグビー場棟敷地範囲
- ▶●●●▶ 歩行者動線(地上レベル)
- ▶●●●▶ 歩行者動線(デッキレベル)



S = 1 / 4,000

0 40 80 120m

図 3.3-7 歩行者動線計画

(9) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設廃棄物及び建設発生土は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年 4 月法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物及び掘削土砂については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

石綿含有材料を使用する建築物等が確認された場合には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号）、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）（以下「環境確保条例」という。）または、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」（平成 20 年 4 月 20 港環建第 22 号）、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（令和 4 年 3 月 東京都）に基づき遵守事項等に従い、飛散防止に努めるとともに、適切に処理する。

また、伐採した樹木はベンチや記念品等の製作、木質歩道や堆肥・ウッドチップ等として活用する。

工事の完了後に発生する一般廃棄物及び飲食店等から発生する産業廃棄物については、「東京都廃棄物条例」（平成 4 年 6 月東京都条例第 140 号）、「新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例」（平成 11 年 12 月新宿区条例第 51 号）、「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」（平成 11 年 12 月港区条例第 33 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

(10) 緑化計画

緑化計画図は、図 3.3-8 に、緑化のイメージは、図 3.3-9 に示すとおりである。

緑化に際しては、新宿御苑から赤坂御用地へと連続する骨格的なまとまりのあるみどりを維持・保全するとともに、スポーツ施設の周辺には、多種多様な活動を促す開放的な広場空間を整備し、人溜まり空間の確保にも配慮したものとする。また、歩行者動線とも連携して芝生や高木等を配置し、地区特性に応じたメリハリのある緑化を推進する。

整備方針としては、4 列のいちよう並木を保存するとともに、緑地（並木東側）や神宮外苑広場（建国記念文庫）等の既存樹木を存置もしくは移植により極力残す計画とすることにより、みどりと一体の景観を形成する。神宮外苑広場（建国記念文庫）等の緑地については一部改変されるが、文化交流施設棟周辺及び中央広場廻りにおいて、神宮外苑広場（建国記念文庫）からの移植樹木を基調としつつ、新たに新植樹木も配置することで、次の 100 年に受け継ぐ緑地環境を整備し、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹林及び生態系を復元する計画である。また、デッキレベルの南北通路と地上の広場が一体となることによる高低差を活用し、施設と広場がシームレスにつながり、多様なアクティビティが可能となる広場を整備する。

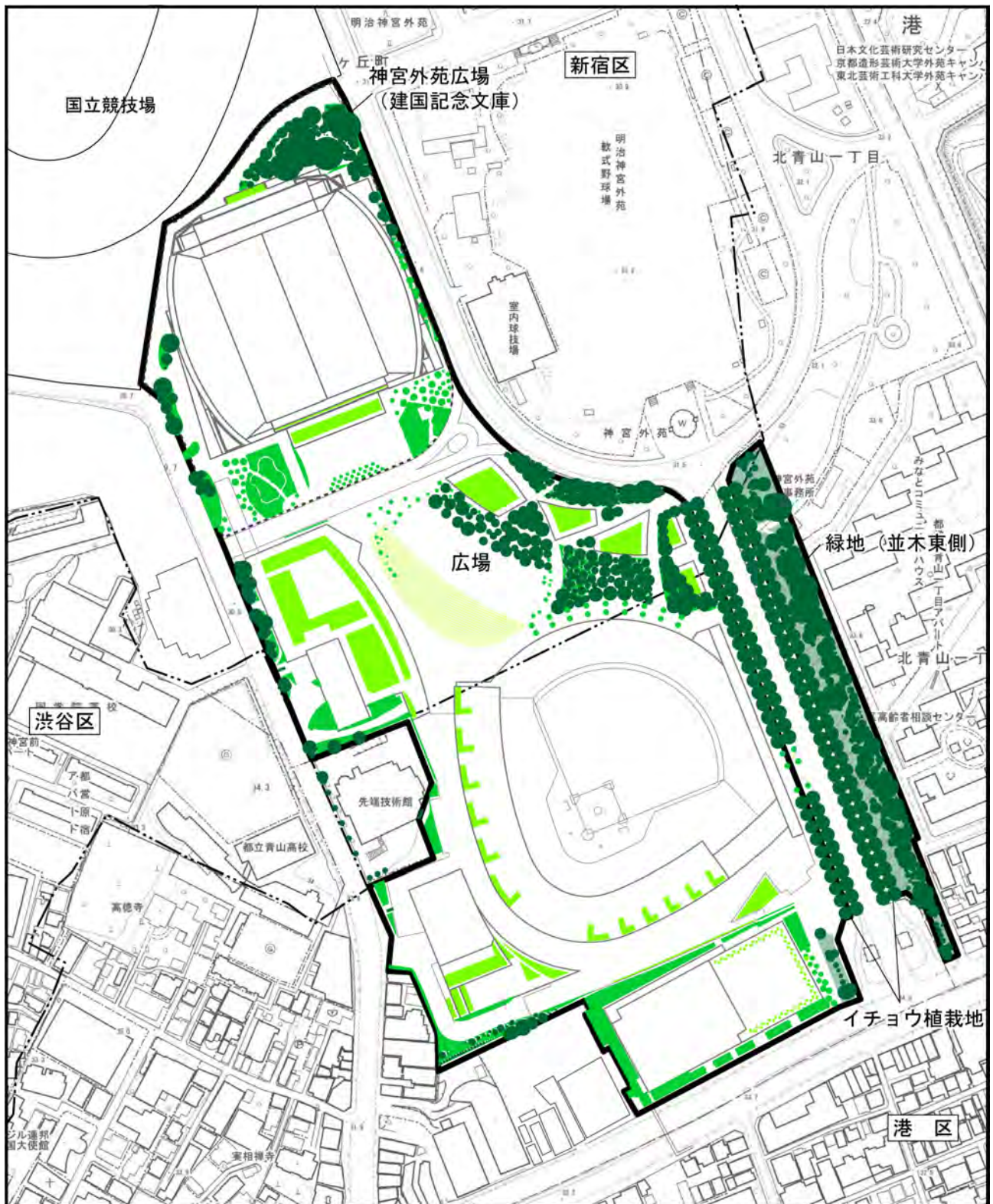
緑化計画は、表 3.3-2 に示す「港区みどりを守る条例」（昭和 49 年 6 月港区条例第 29 号）、「新宿区みどりの条例」（平成 2 年 11 月新宿区条例第 43 号）、「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」（平成 30 年 11 月 東京都）、「東京都都市開発諸制度に基づく再開発等促進区の緑化基準（都市開発諸制度の緑化チェックシート）」、「東京都風致地区条例による緑化基準」の緑化基準を遵守する緑化計画とする。

植栽予定樹種については、「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して」（平成 26 年 5 月 東京都）及び「生物多様性緑化ガイド」（平成 28 年 1 月 港区）等を参考に選定する計画とする。なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 216 号）の緑化計画書の届出等（第 14 条）については、港区及び新宿区は同条例第 57 条により適用を受けない。

事業の実施にあたっては、緑化整備について下記の事項を留意することで緑の保全に努める。

- ・工事の施行にあたっては、保存する 4 列のいちよう並木の生育に影響が及ばないよう、計画建物の地下躯体の配置等に配慮する。
- ・4 列のいちよう並木のうち西側 1 列については、設計者、樹木医、事業者が一体となり、継続して根系調査を実施するとともに、根系の状態に応じた基礎構造、施工方法を精査する。
- ・今後詳細な設計を実施するにあたり、存置する既存樹木の生育に影響が及ばないよう、既存樹木の根鉢と計画建物の地下躯体との離隔を保持する等、計画建物の配置等に配慮する。
- ・ラグビー場棟については、景観形成の観点から圧迫感の緩和を実現しつつ、既存樹木の保全・配慮を目指したデザインとする。設計・施工両面で工夫することにより、存置及び移植樹木を増やす計画とし、自然環境の保全に努める。
- ・ラグビー場棟の東側及び北西側には都市計画上地区施設として定められている緑道を整備するほか、既存樹木の存置や移植による保全、新植による緑量の確保や質の向上にも配慮し、設計・建設等の各段階において関係機関と協議を行う。
- ・樹木の根周りが歩行者等により踏み固められないよう、歩行可能な場所を限定し、樹木の保全に努める。
- ・計画地中央部の広場空間と連続する文化交流施設棟及びラグビー場棟南側の緑地については、文化交流施設棟の高さを抑えることにより、日照の確保及び緑の生育促進に努める。

- ・ 樹木の移植及び新植にあたっては、植付に適した時期に留意するとともに、必要に応じて事前に適切な時期に根回しを行っていく。
- ・ 移植樹木及び新植樹木に支柱を設置し、根の活着を図るとともに、倒木、傾き等を防止する。
- ・ 新植樹木は、既存樹木の樹種を参考にして植栽種を選定する。



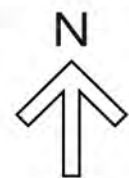
凡 例

	計画地		地上部緑化 (既存または移植)		屋上緑化
	区界		地上部緑化 (既存) 注1)		芝生
	ラグビー場棟 敷地範囲		地上部緑化 (新規)		

注1) 既存のみどりを活用した緑地 (並木東側) エリア。

注2) 計画については今後変更の可能性がある。

注3) 事後調査報告書 (工事の施行中その4) において、一部樹木の移植実施を記載しているが、その移植等に係る緑化計画の変更については、評価書に記載のエリアごとの整備方針等に基づく検討の深度化に合わせて、今後の変更届等において変更する予定である。



S=1/4,000

0 40 80 120m

図 3.3-8 緑化計画図

表 3.3-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

根拠法令	計画緑化面積	必要緑化面積
「港区みどりを守る条例」	【緑化面積】 約 29,032m ² 注1) 【地上部緑化面積】 約 18,554m ² 注1) 【接道部緑化延長】 約 720m	・基準緑化面積 約 25,892m ² ・基準接道部緑化延長 約 665m
「新宿区みどりの条例」	【緑化面積】 約 9,217m ² 【地上部緑化面積】 約 6,546m ² 【接道部緑化延長】 約 503m	・基準緑化面積 約 9,036m ² ・基準接道部緑化延長 約 446m
「東京都都市開発諸制度に基づく再開発等促進区の緑化基準」 「東京 2020 大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針」	【合計緑化面積】 約 31,701m ² 【建築物上緑化面積】 約 9,311m ² 注2) 【地上部緑化面積】 約 22,390m ²	・合計緑化基準面積 約 29,423m ² ・建築物上緑化基準面積 約 12,169m ² ・地上部緑化基準面積 約 17,254m ²
「東京都風致地区条例による緑化基準」	【合計緑化面積】 約 30,705m ² 【建築物上緑化面積】 約 1,128m ² 【地上部緑化面積】 約 29,577m ²	・合計緑化基準面積 約 23,568m ²

注 1) 東京都都市開発諸制度に基づく再開発等促進区の緑化基準については、合計緑化面積が基準に適合しているかで判断される。

注 2) 計画地全体の緑化面積を記載しているため、港区みどりを守る条例の対象とならない並木東側敷地の緑地面積も含む。

注 3) 緑化面積については、各施設の確認申請時の敷地や建築面積に応じて数字が確定するが、現在、詳細について検討中であるため、現時点では評価書時の数字を記載している。

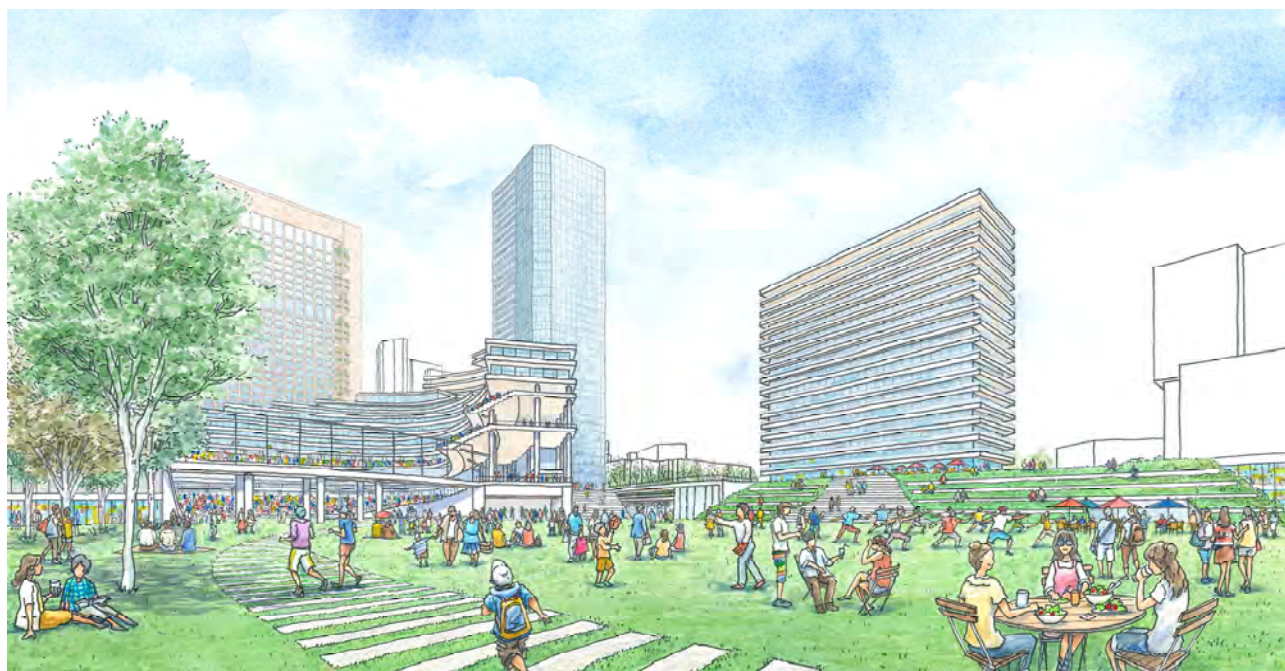


図3.3-9 緑化のイメージ（広場）

4. 計画の変更について

4.1 計画の変更理由及び概要

各施設ごとの工事工程について検討を進めた結果、全体工事工程を令和5年2月～令和17年10月から令和5年2月～令和19年8月に変更する。

以上の変更を踏まえ、東京都環境影響評価条例第62条に基づき変更届を提出するものである。

4.2 計画の変更内容

4.2.1 工事工程の変更

前述のとおり、全体工事工程を令和5年2月～令和17年10月から令和5年2月～令和19年8月に変更する。変更前後の工事工程は表4.2-1(1)～(2)及び表4.2-2に示すとおりである。なお、施工方法等に変更はない。

表4.2-1(1) 工事工程表【変更後】

年	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17	2036 令和18	2037 令和19
ラグビー場棟		(第二球場)										(神宮球場)			
野球場棟及び 球場併設ホテル棟				I期工事		(旧父宮ラグビー場)							II期工事		
複合棟A															
複合棟B															
文化交流施設棟															
事務所棟					(既存解体)										

□ : 解体工事 (赤色部分は変更箇所)

■ : 新築工事 (赤色部分は変更箇所)

表4.2-1(2) 工事工程表【変更前 (変更届 (2024年9月))】

年	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17
ラグビー場棟	(第二球場)									(神宮球場)			
野球場棟及び 球場併設ホテル棟					(旧父宮ラグビー場)								
複合棟A													
複合棟B													
文化交流施設棟													
事務所棟	(既存解体)												

□ : 解体工事

■ : 新築工事

表4.2-2 工事工程表

		変更後	変更前
ラグビー場棟 I 期工事 (予測時期②)	解体	令和 5 年 2 月～令和 7 年 10 月 (33 ヶ月)	令和 5 年 2 月～令和 6 年 3 月 (14 ヶ月)
	新築	令和 8 年 2 月～令和 11 年 11 月 (46 ヶ月)	令和 8 年 2 月～令和 11 年 12 月 (47 ヶ月)
ラグビー場棟 II 期工事 (予測時期④)	解体	令和 16 年 2 月～令和 17 年 2 月 (13 ヶ月)	令和 14 年 4 月～令和 15 年 4 月 (13 ヶ月)
	新築	令和 17 年 3 月～令和 18 年 5 月 (15 ヶ月)	令和 15 年 5 月～令和 16 年 12 月 (20 ヶ月)
野球場棟及び 球場併設ホテル棟 (予測時期③)	解体	令和 10 年 10 月～令和 11 年 9 月 (12 ヶ月)	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月 (12 ヶ月)
	新築	令和 11 年 10 月～令和 15 年 9 月 (48 ヶ月)	令和 10 年 4 月～令和 14 年 3 月 (48 ヶ月)
複合棟 A (予測時期③)	新築	令和 11 年 10 月～令和 15 年 9 月 (48 ヶ月)	令和 10 年 4 月～令和 14 年 3 月 (48 ヶ月)
複合棟 B (予測時期④)	新築	令和 17 年 3 月～令和 19 年 8 月 (30 ヶ月)	令和 15 年 5 月～令和 17 年 10 月 (30 ヶ月)
文化交流施設棟 (予測時期④)	新築	令和 17 年 3 月～令和 18 年 11 月 (21 ヶ月)	令和 15 年 5 月～令和 17 年 1 月 (21 ヶ月)
事務所棟 (予測時期①)	解体	令和 8 年 9 月～令和 11 年 4 月 (32 ヶ月)	令和 5 年 2 月～令和 6 年 10 月 (21 ヶ月)
	新築	令和 11 年 5 月～令和 16 年 1 月 (57 ヶ月)	令和 6 年 11 月～令和 10 年 10 月 (48 ヶ月)

4.2.2 建設機械及び工事用車両の変更

(1) 建設機械

「4. 計画の変更について 4.1 計画の変更理由及び概要」に記載したとおり、事務所棟、ラグビー場棟、野球場棟及び球場併設ホテル棟、複合棟 A、複合棟 B、文化交流施設棟の工事工程が変更となる。ただし、表 4.2-1 に示すとおり、大気汚染及び騒音・振動の予測対象期間（大気汚染及び騒音・振動が最大となる期間）における汚染物質排出量や建設機械の稼働台数に変更はない（変更前後の月毎の建設機械の台数は資料編 p. 83～105 参照）。

大気汚染及び騒音・振動の予測対象期間は表 4.2-2～3 に示すとおりである。

表4.2-1 建設機械の稼働台数等

項 目			変更後	変更前（評価書時）	備 考
大気汚染	最大となる年間	予測時期①	79～90 ヶ月目 (NOx) 79～90 ヶ月目 (SPM)	26～37 ヶ月目 (NOx) 26～37 ヶ月目 (SPM)	大気汚染 予測対象 期間
		予測時期②	3～14 ヶ月目 (NOx) 3～14 ヶ月目 (SPM)	3～14 ヶ月目 (NOx) 3～14 ヶ月目 (SPM)	
		予測時期③	81～92 ヶ月目 (NOx) 76～87 ヶ月目 (SPM)	63～74 ヶ月目 (NOx) 58～69 ヶ月目 (SPM)	
		予測時期④	142～153 ヶ月目 (NOx) 138～149 ヶ月目 (SPM)	120～131 ヶ月目 (NOx) 116～127 ヶ月目 (SPM)	
	汚染物質 排出量 (年間)	予測時期①	6,843m ³ (NOx) 443kg (SPM)	6,843m ³ (NOx) 443kg (SPM)	
		予測時期②	8,128m ³ (NOx) 604kg (SPM)	8,128m ³ (NOx) 604kg (SPM)	
		予測時期③	15,027m ³ (NOx) 947kg (SPM)	15,027m ³ (NOx) 947kg (SPM)	
		予測時期④	11,869m ³ (NOx) 823kg (SPM)	11,869m ³ (NOx) 823kg (SPM)	
騒音・振動	最大となる月	予測時期①	69 ヶ月目 (解体時) 80 ヶ月目 (新設時)	16 ヶ月目 (解体時) 27 ヶ月目 (新設時)	騒音・振動 予測対象 期間
		予測時期②	11 ヶ月目 (解体時) 39 ヶ月目 (新設時)	11 ヶ月目 (解体時) 27 ヶ月目 (新設時)	
		予測時期③	76～77 ヶ月目 (解体時) 83 ヶ月目 (新設時)	58～59 ヶ月目 (解体時) 65 ヶ月目 (新設時)	
		予測時期④	139～142 ヶ月目 (解体時) 154 ヶ月目 (新設時)	117～120 ヶ月目 (解体時) 132 ヶ月目 (新設時)	
	建設機械稼働 台数	予測時期①	29 台/日 (解体時) 29 台/日 (新設時)	29 台/日 (解体時) 29 台/日 (新設時)	
		予測時期②	55 台/日 (解体時) 33 台/日 (新設時)	55 台/日 (解体時) 33 台/日 (新設時)	
		予測時期③	55 台/日 (解体時) 59 台/日 (新設時)	55 台/日 (解体時) 59 台/日 (新設時)	
		予測時期④	56 台/日 (解体時) 52 台/日 (新設時)	56 台/日 (解体時) 52 台/日 (新設時)	

注) 上段の数字は窒素酸化物が最大となる 1 年間。下段の数字は浮遊粒子状物質が最大となる 1 年間。

表4.2-2(1) 予測時期（建設機械の稼働：大気汚染）【変更後】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17	2036 令和 18	2037 令和 19
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144	156	168
ラグビー場棟 一期		(第二球場)													
野球場棟及び 球場併設ホテル棟		予測時期②					(秩父宮ラグビー場)								
複合棟 A															
ラグビー場棟 二期													(神宮球場)		
複合棟 B															
文化交流施設 棟															
事務所棟						(既存解体)									

□ : 解体工事

■ : 新築工事

表4.2-2(2) 予測時期（建設機械の稼働：大気汚染）【変更前（評価書時）】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144
ラグビー場棟 一期		(第二球場)											
野球場棟及び 球場併設ホテル棟		予測時期②					(秩父宮ラグビー場)						
複合棟 A													
ラグビー場棟 二期												(神宮球場)	
複合棟 B													
文化交流施設 棟													
事務所棟		(既存解体)											

□ : 解体工事

■ : 新築工事

表4.2-3(1) 予測時期（建設機械の稼働：騒音・振動）【変更後】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17	2036 令和 18	2037 令和 19
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144	156	168
ラグビー場棟 一期		(第二球場)													
野球場棟及び 球場併設ホテル棟															
複合棟 A															
ラグビー場棟 二期															
複合棟 B															
文化交流施設 棟															
事務所棟															

□：解体工事

■：新築工事

表4.2-3(2) 予測時期（建設機械の稼働：騒音・振動）【変更前（評価書時）】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144
ラグビー場棟 一期		(第二球場)											
野球場棟及び 球場併設ホテル棟													
複合棟 A													
ラグビー場棟 二期													
複合棟 B													
文化交流施設 棟													
事務所棟													

□：解体工事

■：新築工事

複合影響の予測期間(振動)
(予測結果は資料編に掲載)

(2) 工事用車両

変更前の施工計画では、表 4.2-4 に示すとおり、工事用車両台数が最大となる月における 1 日あたりの工事用車両台数は、予測時期①において 630 台、予測時期②において 715 台、予測時期③において 685 台であった。

変更後は、工事工程が変更となることにより、予測時期①及び予測時期②における工事用車両台数が最大となる月の 1 日あたりの工事用車両台数が変更となり、1 日あたりの工事用車両台数は予測時期①で 465 台（小型車 0 台、大型車 465 台）に減少し、予測時期②で 875 台（小型車 0 台、大型車 875 台）に増加する。

予測時期③においては、工事用車両台数が最大となる月の 1 日あたりの工事用車両台数に変更はない（変更前後の月毎の工事用車両の走行台数は資料編 p. 107～117 参照）。

大気汚染及び騒音・振動の予測対象期間は表 4.2-5 に示すとおりである。

表4.2-4 工事用車両の走行台数

項 目			変更後	変更前（評価書時）	備 考
予測時期 ①	最大となる月		49～68 ヶ月目	32～50 ヶ月目	大気汚染、 騒音・振動 予測対象月
	1 日あたり 台数	小型車	0 台	0 台	
		大型車	465 台	630 台	
		合計	465 台	630 台	
予測時期 ②	最大となる月		89～108 ヶ月目	71～84 ヶ月目	
	1 日あたり 台数	小型車	0 台	0 台	
		大型車	875 台	715 台	
		合計	875 台	715 台	
予測時期 ③	最大となる月		154 ヶ月目	132 ヶ月目	
	1 日あたり 台数	小型車	0 台	0 台	
		大型車	685 台	685 台	
		合計	685 台	685 台	

表4.2-5(1) 予測時期（工事用車両の走行：大気汚染及び騒音・振動）【変更後】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17	2036 令和 18	2037 令和 19
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144	156	168
ラグビー場棟 一期		(第二球場)													
野球場棟及び 球場併設ホテル棟						(秩父宮ラグビー場)									
複合棟 A															
ラグビー場棟 二期															
複合棟 B															
文化交流施設 棟															
事務所棟															

 : 解体工事

 : 新築工事

表4.2-5(2) 予測時期（工事用車両の走行：大気汚染及び騒音・振動）【変更前（評価書時）】

年	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13	2032 令和 14	2033 令和 15	2034 令和 16	2035 令和 17
月数	1	12	24	36	48	60	72	84	96	108	120	132	144
ラグビー場棟 一期		(第二球場)											
野球場棟及び 球場併設ホテル棟						(秩父宮ラグビー場)							
複合棟 A													
ラグビー場棟 二期													
複合棟 B													
文化交流施設 棟													
事務所棟													

 : 解体工事

 : 新築工事

5. 計画の変更に伴う予測・評価の見直し

5.1 見直し項目及びその理由

「4. 計画の変更について」に示した事業計画の変更に伴い、表 5.1-1 に示すとおり、予測・評価の見直しが必要となる項目の抽出を行った。

表5.1-1(1) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの 必要性	理 由
大気汚染	工事の 施行中	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	×	工事工程が変更となるものの、予測条件であるピーク時の建設機械台数及び汚染物質排出量に変更はなく、二酸化窒素の将来濃度（年間 98%値）は予測時期①～④で 0.047～0.054ppm、浮遊粒子状物質の将来濃度（2%除外値）は予測時期①～④で 0.046～0.050mg/m ³ であることに変更はないため、予測の見直しは行わない。ただし、工事期間全体におけるピーク時の建設機械台数は変更となるため、参考として再予測結果を資料編 p.119～124 に示した。
		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	○	予測条件である予測時期②の工事用車両台数に変更があるため、予測の見直しを行う。 予測時期①及び予測時期③については予測条件である工事用車両台数は同程度または減少しており、予測の見直しは行わない。
	工事の 完了後	関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	×	予測条件である発生集中交通量に変更はなく、二酸化窒素の将来濃度（年間 98%値）0.041～0.042ppm、浮遊粒子状物質の将来濃度（2%除外値）0.043～0.044mg/m ³ に変更はないため、予測の見直しは行わない。
		地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	×	予測条件である発生集中交通量等に変更はなく、二酸化窒素の将来濃度（年間 98%値）0.043ppm、浮遊粒子状物質の将来濃度（2%除外値）0.045mg/m ³ に変更はないため、予測の見直しは行わない。
		熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度	×	予測条件である熱源施設の諸元等に変更はなく、二酸化窒素の将来濃度（年間 98%値）0.046ppm に変更はないため、予測の見直しは行わない。

表5.1-1(2) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの 必要性	理 由
騒音・振動	工 事 の 施行中	建設機械の稼働に伴う 建設作業の騒音・振動	×	工事工程が変更となるものの、予測条件である各予測時期のピーク時の建設機械台数、施行範囲及び建設機械の稼働位置に変更はなく、予測時期①～④の建設作業騒音レベル(L_{A5})は解体時で73～77dB、新設時で75～80dB、予測時期①～④の建設作業振動レベル(L_{10})は解体時で53～55dB、新設時で51～55dB であることに変更はないため、予測の見直しは行わない。ただし、工事期間全体におけるピーク時の建設機械台数は変更となるため、参考として再予測結果を資料編 p.125～129 に示した。
		工事用車両の走行に伴う 道路交通の騒音・振動	○	予測条件である予測時期②の工事用車両台数に変更があるため、予測の見直しを行う。予測時期①及び予測時期③については予測条件である工事用車両台数は同程度または減少しており、予測の見直しは行わない。
	工 事 の 完了後	関連車両の走行に伴う 道路交通の騒音・振動	×	予測条件である発生集中交通量に変更はなく、道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は昼間 62～71dB、夜間 56～69dB、道路交通の振動レベル(L_{10})は昼間 37～52dB、夜間 35～48dB であることに変更はないため、予測の見直しは行わない。
		施設の供用に伴う騒音	×	施設計画に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
土壌汚染	工 事 の 施行中	汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響 の内容及び程度	×	予測条件である掘削範囲及び環境保全のための措置に変更はないため、予測の見直しは行わない。
地 盤	工 事 の 施行中	掘削工事に伴う地盤の 変形の範囲及び程度	×	予測条件である掘削範囲、施工方法及び施工深さに変更はないため、予測の見直しは行わない。
		掘削工事に伴う地下水の 水位及び流況の変化による 地盤沈下の範囲及び程度	×	
	工 事 の 完了後	地下構造物の存在等に伴う 地下水の水位及び流況の 変化による地盤沈下の 範囲及び程度	×	予測条件である地下構造物の位置に変更はないため、予測の見直しは行わない。
水循環	工 事 の 施行中	掘削工事に伴う地下水の 水位及び流況の変化の 程度	×	予測条件である掘削範囲、施工方法及び施工深さに変更はないため、予測の見直しは行わない。
	工 事 の 完了後	地下構造物の存在等に伴う 地下水の水位及び流況の 変化の程度	×	予測条件である地下構造物の位置に変更はないため、予測の見直しは行わない。
		土地の改変に伴う地表 面流出量の変化の程度	×	予測条件である土地利用計画に変更はないため、予測の見直しは行わない。

表5.1-1(3) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの 必要性	理 由
生物・生態系	工 事 の 完了後	植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度	×	予測条件である既存樹木の本数や植物の種類（注目される植物種を含む）、動物の種類（注目される動物種を含む）や、緑地及び生態系のネットワーク、緑の量等の予測条件に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
		動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度	×	
		生息(育)環境の変化の内容及びその程度	×	
		緑の量の変化の内容及びその程度	×	
		都市域生態系の変化の内容及びその程度	×	
日 影	工 事 の 完了後	冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	×	建物計画に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
		日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度	×	
電波障害	工 事 の 完了後	建築物等の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害	×	建物計画に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
風環境	工 事 の 完了後	平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度	×	建物計画に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
景 観	工 事 の 完了後	主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度	×	建物計画に変更は生じないため、予測の見直しは行わない。
		代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度	×	
		圧迫感の変化の程度	×	

表5. 1-1(4) 予測・評価の見直しの必要性

環境影響評価の項目		予測事項	見直しの 必要性	理 由
史跡・文化財	工 事 の 施行中	埋蔵文化財包蔵地の改 変の程度	×	予測条件である掘削範囲及び環境保全のため の措置に変更はないため、予測の見直しは行わ ない。
自然との触 れ合い活動 の場	工 事 の 施行中	自然との触れ合い活動 の場までの利用経路に 与える影響の程度	×	予測条件である施工計画及び緑地の保全状況 に変更はないため、予測の見直しは行わない。
	工 事 の 完了後	自然との触れ合い活動 の場の持つ機能の変化 の程度	×	予測条件である緑地の計画に変更はないため、 予測の見直しは行わない。
廃棄物	工 事 の 施行中	解体工事に伴う撤去建 造物及び伐採樹木等の 排出量、再利用量及び 処理・処分の方法	×	予測条件である解体建物に変更はないため、予 測の見直しは行わない。
		建設工事に伴う建設廃 棄物及び建設発生土の 排出量、再利用量及び 処理・処分の方法	×	予測条件である延床面積、施工方法及び施工深 さに変更はないため、予測の見直しは行わな い。
	工 事 の 完了後	施設の供用に伴う廃棄 物の種類及び排出量、 再利用量及び処理・処 分の方法	×	予測条件である用途別の延床面積に変更はな いため、予測の見直しは行わない。
温室効果ガ ス	工 事 の 完了後	施設の供用に伴う環境 への温室効果ガスの排 出量またはエネルギー の使用量の程度及びそ れらの削減の程度	×	予測条件である用途別の延床面積に変更はな いため、予測の見直しは行わない。

注) 「見直しの必要性」において、「○」は見直し必要、「×」は見直し不要を示す。

5.2 見直しを行った予測・評価の結論

見直しを行った予測・評価の結論は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表5.2-1 予測・評価の結論

項 目	予測・評価の結論
1. 大気汚染	予測時期②の工事用車両の走行に伴う影響の評価は、予測した二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間 98% 値）に変換した値は変更前後ともに 0.041～0.043ppm であり、環境基準（0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下）を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は、変更前の 0.1%未満～1.1%に対し、変更後は 0.1%未満～1.3%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は変更前後ともに 0.043～0.044mg/m³ であり、環境基準（0.10mg/m³ 以下）を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は、変更前後ともに 0.1%未満である。 したがって、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに変更前後で同程度であり、評価の指標とした環境基準を満足するため、変更後と変更前における評価の結論に変更はない。
2. 騒音・振動	1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 予測時期②の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、変更前後ともに昼間 62～71dB であり、No. 5 の青山通りで環境基準値を上回っているが、現況においても環境基準値を上回っており、増加分は 1dB 未満である。その他の地点では環境基準値を満足している。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、変更前では No. 8 の区道 1044 号線で 1dB であり、その他の地点は 1dB 未満であったのに対し、変更後では No. 8 の区道 1044 号線と No. 9 の外苑西通りで 1dB であり、その他の地点は 1dB 未満である。 したがって、工事用車両の走行に伴う騒音レベルは変更前後で同程度であるため、変更後と変更前における評価の結論は変わらない。 2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 予測時期②の工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、変更前の昼間 37～49dB、夜間 35～46dB に対し、変更後は昼間 37～52dB、夜間 35～48dB であり、変更前と同様に規制基準値を満足している。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は変更前の昼間で 0～3dB、夜間で 0～5dB に対し、変更後は昼間で 0～3dB、夜間で 0～6dB である。 したがって、工事用車両の走行に伴う振動レベルは変更前後で同程度であり、評価の指標とした規制基準を下回るため、変更後と変更前における評価の結論は変わらない。

5.3 予測・評価の見直し

5.3.1 大気汚染

(1) 予測事項

事業計画の変更に伴い予測・評価の見直しを行う事項は、「工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」とした。

なお、工事期間全体での排出量が最大となる時期における建設機械の複合影響の予測結果については資料編 p. 119～124 に示すとおりである。

(2) 予測の対象時点

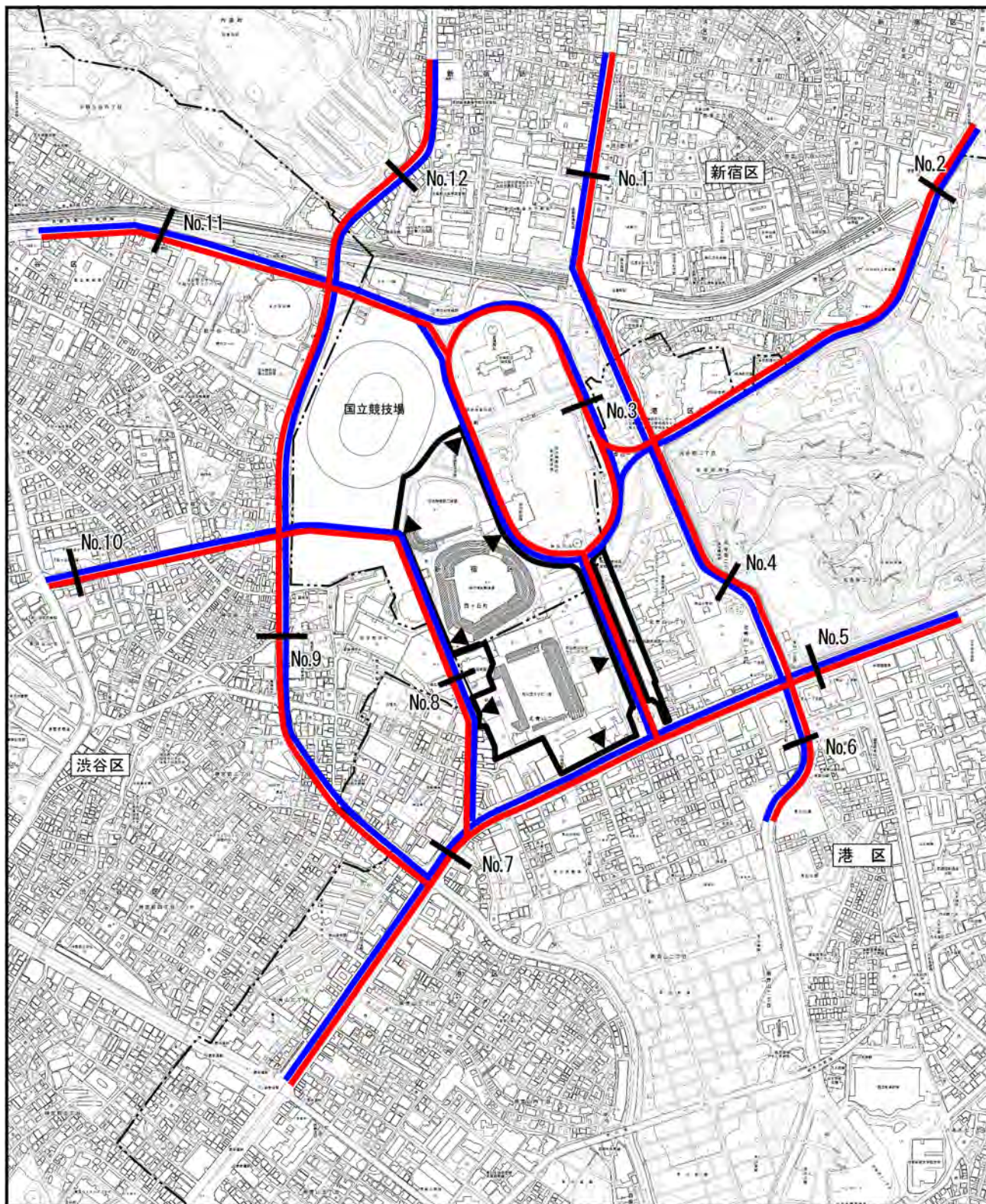
1) 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、工事用車両台数が最大となる予測時期②の工事着工後 89～108 ヶ月目とした。

(3) 予測地域(予測地点)

1) 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度

工事用車両の走行に伴う影響の予測地点は、評価書と同様に、工事用車両の走行ルート沿道とし、土地利用状況を勘案したうえで、図 5.3.1-1 に示す 12 地点とした。また、予測地点の高さは地上 1.5m とした。



凡 例

- 計画地
- 区界
- 予測地点 (No.1~No.12)
- 流出動線
- 流入動線
- 工事用車両出入口

注) 出入口の位置等は今後変更となる可能性がある。



S=1/12,000

0 100 200 300m

図 5.3.1-1 工事用車両の走行に伴う大気汚染の予測地点

(4) 予測方法

1) 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度

ア. 予測手順、予測式

予測手順及び予測式は評価書と同様とした。

イ. 予測条件

(ア) 工事の施行中の将来交通量

変更後及び変更前の工事の施行中の将来交通量は表 5.3.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

予測にあたっては、評価書と同様に、工事用車両台数が最大となる月の走行台数が1年間続くものと設定し、1日あたりの工事用車両台数を算出した。

その他の予測条件は評価書と同様とした。

表 5.3.1-1(1) 工事の施行中の将来交通量(予測時期②)【変更後】

単位:台/日

予測地点	種 別	現況交通量	将来一般 交通量	工事用車両 交通量	将来 交通量
No.1 (環状3号線)	大型車	2,018	2,018	522	2,540
	小型車	24,693	24,693	0	24,693
	合 計	26,711	26,711	522	27,233
No.2 (四谷角筈線)	大型車	763	763	125	888
	小型車	12,114	12,114	0	12,114
	合 計	12,877	12,877	125	13,002
No.3 (四谷角筈線)	大型車	608	608	3	611
	小型車	8,012	8,012	0	8,012
	合 計	8,620	8,620	3	8,623
No.4 (環状3号線)	大型車	2,428	2,428	35	2,463
	小型車	34,073	34,073	0	34,073
	合 計	36,501	36,501	35	36,536
No.5 (青山通り)	大型車	4,728	4,728	375	5,103
	小型車	55,155	55,155	0	55,155
	合 計	59,883	59,883	375	60,258
No.6 (環状3号線)	大型車	2,294	2,294	6	2,300
	小型車	31,078	31,078	0	31,078
	合 計	33,372	33,372	6	33,378
No.7 (青山通り)	大型車	4,510	4,510	308	4,818
	小型車	45,109	45,109	0	45,109
	合 計	49,619	49,619	308	49,927
No.8 (区道1044号線)	大型車	523	523	632	1,155
	小型車	7,073	7,073	0	7,073
	合 計	7,596	7,596	632	8,228
No.9 (外苑西通り)	大型車	1,439	1,439	71	1,510
	小型車	16,105	16,105	0	16,105
	合 計	17,544	17,544	71	17,615
No.10 (区道865号線)	大型車	1,315	1,315	6	1,321
	小型車	11,367	11,367	0	11,367
	合 計	12,682	12,682	6	12,688
No.11 (四谷角筈線)	大型車	1,039	1,039	276	1,315
	小型車	9,536	9,536	0	9,536
	合 計	10,575	10,575	276	10,851
No.12 (外苑西通り)	大型車	1,617	1,617	212	1,829
	小型車	15,863	15,863	0	15,863
	合 計	17,480	17,480	212	17,692

注) 現況交通量及び将来一般交通量は評価書の数字を用いている。

表 5.3.1-1(2) 工事の施行中の将来交通量(予測時期②)【変更前(評価書時)】

単位:台/日

予測地点	種 別	現況交通量	将来一般交通量	工事用車両交通量	将来交通量
No.1 (環状3号線)	大型車	2,018	2,018	428	2,446
	小型車	24,693	24,693	0	24,693
	合 計	26,711	26,711	428	27,139
No.2 (四谷角筈線)	大型車	763	763	102	865
	小型車	12,114	12,114	0	12,114
	合 計	12,877	12,877	102	12,979
No.3 (四谷角筈線)	大型車	608	608	3	611
	小型車	8,012	8,012	0	8,012
	合 計	8,620	8,620	3	8,623
No.4 (環状3号線)	大型車	2,428	2,428	3	2,431
	小型車	34,073	34,073	0	34,073
	合 計	36,501	36,501	3	36,504
No.5 (青山通り)	大型車	4,728	4,728	306	5,034
	小型車	55,155	55,155	0	55,155
	合 計	59,883	59,883	306	60,189
No.6 (環状3号線)	大型車	2,294	2,294	6	2,300
	小型車	31,078	31,078	0	31,078
	合 計	33,372	33,372	6	33,378
No.7 (青山通り)	大型車	4,510	4,510	196	4,706
	小型車	45,109	45,109	0	45,109
	合 計	49,619	49,619	196	49,815
No.8 (区道1044号線)	大型車	523	523	516	1,039
	小型車	7,073	7,073	0	7,073
	合 計	7,596	7,596	516	8,112
No.9 (外苑西通り)	大型車	1,439	1,439	3	1,442
	小型車	16,105	16,105	0	16,105
	合 計	17,544	17,544	3	17,547
No.10 (区道865号線)	大型車	1,315	1,315	6	1,321
	小型車	11,367	11,367	0	11,367
	合 計	12,682	12,682	6	12,688
No.11 (四谷角筈線)	大型車	1,039	1,039	226	1,265
	小型車	9,536	9,536	0	9,536
	合 計	10,575	10,575	226	10,801
No.12 (外苑西通り)	大型車	1,617	1,617	172	1,789
	小型車	15,863	15,863	0	15,863
	合 計	17,480	17,480	172	17,652

注) 現況交通量及び将来一般交通量は評価書の数字を用いている。

(5) 予測結果

工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度の予測結果は下記に示すとおりである。

- 1) 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測時期②の工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の予測結果は表 5.3.1-2(1)～(2)、表 5.3.1-3(1)～(2)に示すとおりである。

ア. 二酸化窒素

二酸化窒素の将来濃度は、変更前の 0.02129～0.02220ppm に対し、変更後は 0.02129～0.02221ppm である。

変更後の将来濃度のうち、工事用車両の走行に伴う寄与濃度は変更前の 0.000001～0.000237ppm に対し、変更後は 0.000001～0.000288ppm である。

また、将来濃度に対する工事用車両の走行に伴う増加分の割合(寄与率)は、変更前の 0.1%未満～1.1%に対し、変更後は 0.1%未満～1.3%となっている。

イ. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の将来濃度は、変更前後で 0.01901～0.01905mg/m³ である。

変更後の将来濃度のうち、工事用車両の走行に伴う寄与濃度は変更前の 0.000001 未満～0.000004mg/m³ に対し、変更後は 0.000001 未満～0.000005mg/m³ である。

また、将来濃度に対する工事用車両の走行に伴う増加分の割合(寄与率)は、変更前後で 0.1%未満となっている。

(空白)

表 5.3.1-2(1) 工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果(二酸化窒素：予測時期②)【変更後】

予測地点			①バック グラウンド 濃度 (ppm)	②工事の施行中 の将来基礎交通 量に伴う濃度 (ppm)	③工事用車両 の走行に伴う 寄与濃度 (ppm)	④工事の 施行中の 将来濃度 (年平均値) (ppm) (①+②+③)	工事用車 両の走行 に伴う 寄与率(%) (③/④× 100)
地点	道路名(所在地)	方位					
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.021	0.00078	0.000144	0.02193	0.7
		西側		0.00076	0.000142	0.02190	0.6
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側		0.00040	0.000042	0.02144	0.2
		西側		0.00043	0.000045	0.02147	0.2
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側		0.00041	0.000002	0.02141	0.1 未満
		西側		0.00029	0.000001	0.02129	0.1 未満
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側		0.00117	0.000014	0.02219	0.1
		西側		0.00112	0.000013	0.02213	0.1
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側		0.00115	0.000067	0.02221	0.3
		南側		0.00112	0.000064	0.02218	0.3
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00106	0.000003	0.02206	0.1 未満
		西側		0.00096	0.000003	0.02197	0.1 未満
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00102	0.000054	0.02207	0.2
		西側		0.00111	0.000060	0.02217	0.3
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00036	0.000288	0.02165	1.3
		西側		0.00035	0.000277	0.02162	1.3
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00062	0.000023	0.02164	0.1
		西側		0.00071	0.000028	0.02174	0.1
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側		0.00051	0.000002	0.02151	0.1 未満
		南側		0.00050	0.000002	0.02150	0.1 未満
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側		0.00040	0.000080	0.02148	0.4
		南側		0.00041	0.000080	0.02149	0.4
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側		0.00054	0.000052	0.02159	0.2
		西側		0.00057	0.000055	0.02162	0.3

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 排出係数は評価書と同様とした。

注 3) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-2(2) 工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果(二酸化窒素：予測時期②)

【変更前(評価書時)】

予測地点			①バックグラウンド濃度 (ppm)	②工事の施行中の将来基礎交通量に伴う濃度 (ppm)	③工事用車両の走行に伴う寄与濃度 (ppm)	④工事の施行中の将来濃度 (年平均値) (ppm) (①+②+③)	工事用車両の走行に伴う寄与率(%) (③/④×100)
地点	道路名(所在地)	方位					
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.021	0.00078	0.000119	0.02190	0.5
		西側		0.00076	0.000117	0.02187	0.5
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側		0.00040	0.000034	0.02143	0.2
		西側		0.00043	0.000037	0.02147	0.2
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側		0.00041	0.000002	0.02141	0.1 未満
		西側		0.00029	0.000001	0.02129	0.1 未満
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側		0.00117	0.000002	0.02218	0.1 未満
		西側		0.00112	0.000001	0.02212	0.1 未満
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側		0.00115	0.000056	0.02220	0.3
		南側		0.00112	0.000053	0.02217	0.2
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00106	0.000003	0.02206	0.1 未満
		西側		0.00096	0.000003	0.02197	0.1 未満
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00102	0.000035	0.02206	0.2
		西側		0.00111	0.000039	0.02215	0.2
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00036	0.000237	0.02160	1.1
		西側		0.00035	0.000228	0.02157	1.1
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00062	0.000001	0.02162	0.1 未満
		西側		0.00071	0.000002	0.02171	0.1 未満
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側		0.00051	0.000002	0.02151	0.1 未満
		南側		0.00050	0.000002	0.02150	0.1 未満
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側		0.00040	0.000066	0.02147	0.3
		南側		0.00041	0.000067	0.02147	0.3
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側		0.00054	0.000043	0.02158	0.2
		西側		0.00057	0.000045	0.02161	0.2

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量に伴う濃度は、工事の施行中の将来基礎交通量(現況交通量)と予測年次における 1 台当たりの排出係数から汚染物質排出量を設定して算出した。

注 3) 工事用車両の走行に伴う濃度は、工事用車両の交通量と予測年次における 1 台当たりの排出係数から汚染物質排出量を設定して算出した。

注 4) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-3(1) 工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果(浮遊粒子状物質：予測時期②)【変更後】

予測地点			①バックグラウンド濃度 (mg/m ³)	②工事の施行中の将来基礎交通量に伴う濃度 (mg/m ³)	③工事用車両の走行に伴う寄与濃度 (mg/m ³)	④工事の施行中の将来濃度 (年平均値) (mg/m ³) (①+②+③)	工事用車両の走行に伴う寄与率(%) (③/④×100)
地点	道路名(所在地)	方位					
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.019	0.00004	0.000003	0.01904	0.1 未満
		西側		0.00003	0.000003	0.01904	0.1 未満
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00001	0.000001 未満	0.01901	0.1 未満
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
		西側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
		南側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
		西側		0.00004	0.000001 未満	0.01904	0.1 未満
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00004	0.000001	0.01904	0.1 未満
		西側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00002	0.000005	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00001	0.000005	0.01902	0.1 未満
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00003	0.000001 未満	0.01903	0.1 未満
		西側		0.00003	0.000001 未満	0.01903	0.1 未満
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
		南側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側		0.00001	0.000001	0.01902	0.1 未満
		南側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 排出係数は評価書と同様とした。

注 3) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-3(2) 工事用車両の走行に伴う大気質の予測結果(浮遊粒子状物質：予測時期②)

【変更前(評価書時)】

予測地点			①バックグラウンド濃度 (mg/m ³)	②工事の施行中の将来基礎交通量に伴う濃度 (mg/m ³)	③工事用車両の走行に伴う寄与濃度 (mg/m ³)	④工事の施行中の将来濃度 (年平均値) (mg/m ³) (①+②+③)	工事用車両の走行に伴う寄与率(%) (③/④×100)
地点	道路名(所在地)	方位					
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.019	0.00004	0.000002	0.01904	0.1 未満
		西側		0.00003	0.000002	0.01904	0.1 未満
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00001	0.000001 未満	0.01901	0.1 未満
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
		西側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
		南側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00005	0.000001 未満	0.01905	0.1 未満
		西側		0.00004	0.000001 未満	0.01904	0.1 未満
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側		0.00004	0.000001	0.01904	0.1 未満
		西側		0.00005	0.000001	0.01905	0.1 未満
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00002	0.000004	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00001	0.000004	0.01902	0.1 未満
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側		0.00003	0.000001 未満	0.01903	0.1 未満
		西側		0.00003	0.000001 未満	0.01903	0.1 未満
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
		南側		0.00002	0.000001 未満	0.01902	0.1 未満
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側		0.00001	0.000001	0.01902	0.1 未満
		南側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満
		西側		0.00002	0.000001	0.01902	0.1 未満

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量に伴う濃度は、工事の施行中の将来基礎交通量(現況交通量)と予測年次における 1 台当たりの排出係数から汚染物質排出量を設定して算出した。

注 3) 工事用車両の走行に伴う濃度は、工事用車両の交通量と予測年次における 1 台当たりの排出係数から汚染物質排出量を設定して算出した。

注 4) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

(7) 評 価

評価の指標は、評価書と同様、二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」とした。

年平均値から日平均値(年間 98%値、2%除外値)への換算式についても、評価書と同様とした。

- 1) 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測時期②の工事用車両の走行に伴う影響の評価は表 5.3.1-4(1)～(2)、表 5.3.1-5(1)～(2)に示すとおりである。

予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は変更前後ともに 0.041～0.043ppm であり、環境基準(0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は、変更前の 0.1%未満～1.1%に対し、変更後は 0.1%未満～1.3%である。

また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は変更前後ともに 0.043～0.044mg/m³ であり、環境基準(0.10mg/m³ 以下)を下回る。工事用車両の走行に伴う寄与率は、変更前後ともに 0.1%未満である。

したがって、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに変更前後で同程度であり、評価の指標とした環境基準を満足するため、変更後と変更前における評価の結論に変更はない。

(空白)

表 5.3.1-4(1) 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響の評価：予測時期②【変更後】

予測地点			将来濃度 (ppm)		工事用車両の 走行に伴う 寄与率 (%)	環境基準
地点	道路名 (所在地)	方位	年平均値	日平均値の 年間 98% 値		
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.02193	0.042	0.7	日平均値が 0.04 から 0.06ppm のゾ ーン内または それ以下
		西側	0.02190	0.042	0.6	
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側	0.02144	0.042	0.2	
		西側	0.02147	0.042	0.2	
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側	0.02141	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02129	0.041	0.1 未満	
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側	0.02219	0.043	0.1	
		西側	0.02213	0.042	0.1	
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側	0.02221	0.043	0.3	
		南側	0.02218	0.042	0.3	
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側	0.02206	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02197	0.042	0.1 未満	
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側	0.02207	0.042	0.2	
		西側	0.02217	0.042	0.3	
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.02165	0.042	1.3	
		西側	0.02162	0.042	1.3	
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.02164	0.042	0.1	
		西側	0.02174	0.042	0.1	
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側	0.02151	0.042	0.1 未満	
		南側	0.02150	0.042	0.1 未満	
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側	0.02148	0.042	0.4	
		南側	0.02149	0.042	0.4	
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側	0.02159	0.042	0.2	
		西側	0.02162	0.042	0.3	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-4(2) 工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の影響の評価：予測時期②【変更前（評価書時）】

予測地点			将来濃度(ppm)		工事用車両の 走行に伴う 寄与率(%)	環境基準
地点	道路名(所在地)	方位	年平均値	日平均値の 年間 98%値		
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.02190	0.042	0.5	日平均値が 0.04 から 0.06ppm のゾ ーン内または それ以下
		西側	0.02187	0.042	0.5	
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側	0.02143	0.042	0.2	
		西側	0.02147	0.042	0.2	
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側	0.02141	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02129	0.041	0.1 未満	
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側	0.02218	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02212	0.042	0.1 未満	
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側	0.02220	0.043	0.3	
		南側	0.02217	0.042	0.2	
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側	0.02206	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02197	0.042	0.1 未満	
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側	0.02206	0.042	0.2	
		西側	0.02215	0.042	0.2	
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.02160	0.042	1.1	
		西側	0.02157	0.042	1.1	
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.02162	0.042	0.1 未満	
		西側	0.02171	0.042	0.1 未満	
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側	0.02151	0.042	0.1 未満	
		南側	0.02150	0.042	0.1 未満	
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側	0.02147	0.042	0.3	
		南側	0.02147	0.042	0.3	
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側	0.02158	0.042	0.2	
		西側	0.02161	0.042	0.2	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-5(1) 工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の影響の評価：予測時期②【変更後】

予測地点			将来濃度 (mg/m ³)		工事用車両の 走行に伴う 寄与率 (%)	環境基準
地点	道路名(所在地)	方位	年平均値	日平均値の 年間2%除外値		
No. 1	環状3号線 (新宿区信濃町)	東側	0.01904	0.043	0.1 未満	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
		西側	0.01904	0.043	0.1 未満	
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉1丁目)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01901	0.043	0.1 未満	
No. 4	環状3号線 (港区北青山1丁目)	東側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		西側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 5	青山通り (港区南青山1丁目)	北側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		南側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 6	環状3号線 (港区南青山2丁目)	東側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		西側	0.01904	0.044	0.1 未満	
No. 7	青山通り (港区南青山2丁目)	東側	0.01904	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 8	区道1044号線 (渋谷区神宮前2丁目)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前2丁目)	東側	0.01903	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01903	0.043	0.1 未満	
No. 10	区道865号線 (渋谷区千駄ヶ谷2丁目)	北側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		南側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷1丁目)	北側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		南側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

表 5.3.1-5(2) 工事用車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の影響の評価：予測時期②【変更前（評価書時）】

予測地点			将来濃度 (mg/m ³)		工事用車両の 走行に伴う 寄与率 (%)	環境基準
地点	道路名 (所在地)	方位	年平均値	日平均値の 年間 2%除外値		
No. 1	環状 3 号線 (新宿区信濃町)	東側	0.01904	0.043	0.1 未満	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
		西側	0.01904	0.043	0.1 未満	
No. 2	四谷角筈線 (新宿区若葉 1 丁目)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 3	四谷角筈線 (新宿区霞ヶ丘町)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01901	0.043	0.1 未満	
No. 4	環状 3 号線 (港区北青山 1 丁目)	東側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		西側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 5	青山通り (港区南青山 1 丁目)	北側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		南側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 6	環状 3 号線 (港区南青山 2 丁目)	東側	0.01905	0.044	0.1 未満	
		西側	0.01904	0.044	0.1 未満	
No. 7	青山通り (港区南青山 2 丁目)	東側	0.01904	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01905	0.044	0.1 未満	
No. 8	区道 1044 号線 (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 9	外苑西通り (渋谷区神宮前 2 丁目)	東側	0.01903	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01903	0.043	0.1 未満	
No. 10	区道 865 号線 (渋谷区千駄ヶ谷 2 丁目)	北側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		南側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 11	四谷角筈線 (渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目)	北側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		南側	0.01902	0.043	0.1 未満	
No. 12	外苑西通り (新宿区大京町)	東側	0.01902	0.043	0.1 未満	
		西側	0.01902	0.043	0.1 未満	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.1-1 に対応する。

注 2) 予測地点の方位は、予測結果を示した道路端の方向を示す。

(空白)

5.3.2 騒音・振動

(1) 予測事項

事業計画の変更に伴い予測・評価の見直しを行う事項は、「工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」「工事用車両の走行に伴う道路交通振動」とした。

なお、工事期間全体での騒音・振動レベル合成値が最大となる時期における建設機械の複合影響の予測結果については資料編 p. 125～129 に示すとおりである。

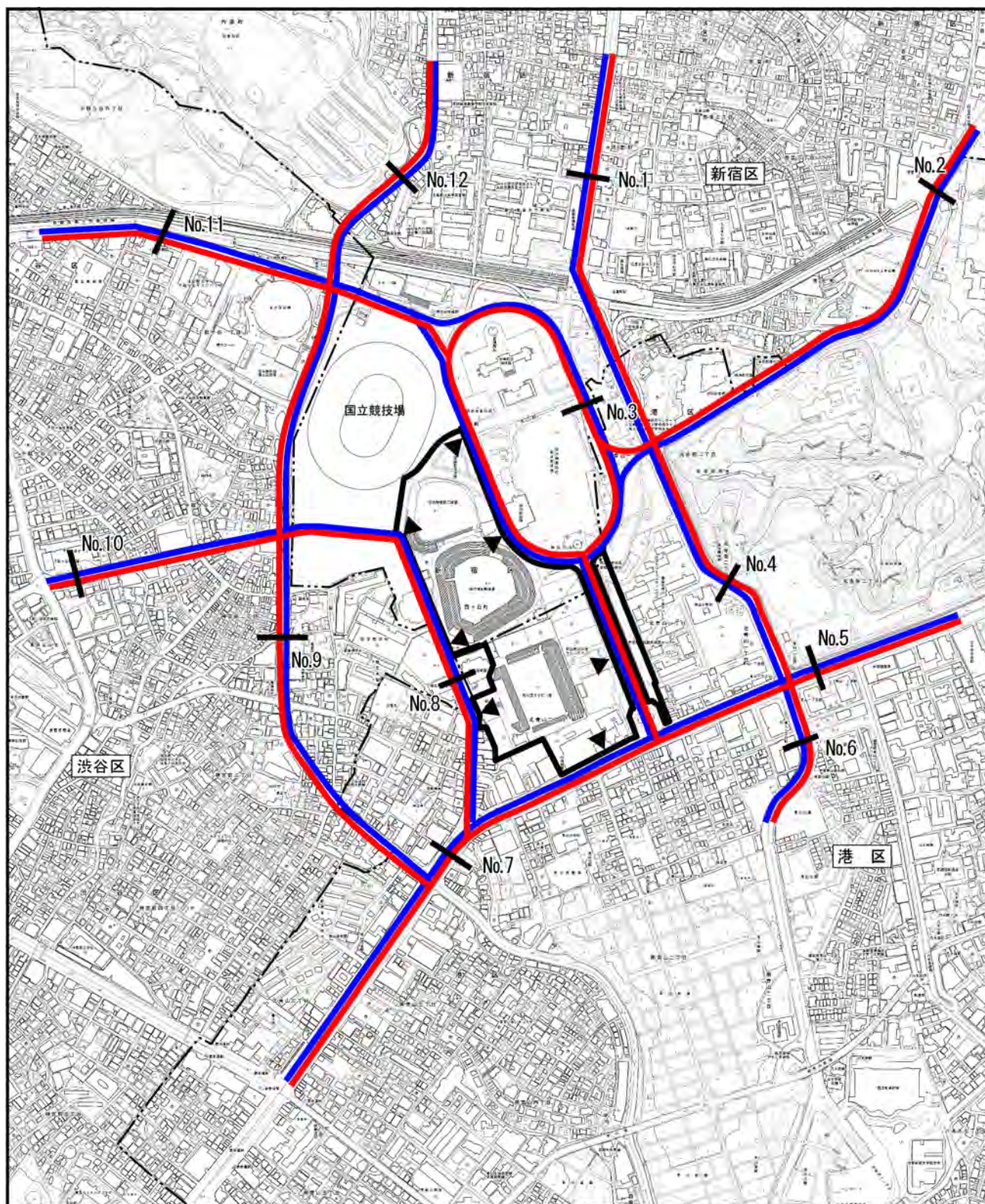
(2) 予測の対象時点

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測の対象時点は、工事用車両台数が最大となる予測時期②の工事着工後 89～108 ヶ月目とした。

(3) 予測地域(予測地点)

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測地点については、変更前と同様に工事用車両の走行ルート沿道とし、図 5.3.2-1 に示す 12 地点とした。

予測地点の高さは、騒音については地上 1.2m、振動については地表面とした。



凡 例

-  計画地
-  区界
-  予測地点 (No.1～No.12)
-  流出動線
-  流入動線
-  工事用車両出入口

注) 出入口の位置等は今後変更となる可能性がある。



S=1/12,000

0 100 200 300m

図 5.3.2-1 工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点

(4) 予測方法

1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

ア. 予測手順、予測式

予測手順及び予測式は評価書と同様とした。

イ. 予測条件

(ア) 工事の施行中の将来交通量

変更後及び変更前の工事の施行中の将来交通量は表 5. 3. 1-1 (1) ～ (2) (p. 40～41 参照) に示すとおりである。

その他の予測条件（道路条件等）は評価書と同様とした。

2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

ア. 予測手順、予測式

予測手順及び予測式は評価書と同様とした。

イ. 予測条件

(ア) 工事の施行中の将来交通量

変更後及び変更前の工事の施行中の将来交通量は表 5. 3. 1-1 (1) ～ (2) (p. 40～41 参照) に示すとおりである。

その他の予測条件（道路条件等）は評価書と同様とした。

(5) 予測結果

1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

予測時期②における工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 5.3.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、変更前後でともに昼間 62～71dB である。

また、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は変更前後で最大でも 1dB である。

表 5.3.2-1(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果(予測時期②)【変更後】

単位: dB

予測地点	地域の類型	時間区分	騒音レベル(L_{Aeq})		
			工事の施行中の将来基礎交通量	工事の施行中の将来交通量	工事用車両による増加分
No. 1 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	66(66.0)	66(66.3)	0(0.3)
No. 2 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	65(65.3)	65(65.4)	0(0.1)
No. 3 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	62(61.8)	62(61.8)	0(0.0)
No. 4 (環状 3 号線)	A(幹線)	昼間	64(64.2)	64(64.2)	0(0.0)
No. 5 (青山通り)	A(幹線)	昼間	71(71.0)	71(71.1)	0(0.1)
No. 6 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)
No. 7 (青山通り)	C(幹線)	昼間	70(69.7)	70(69.8)	0(0.1)
No. 8 (区道 1044 号線)	A(幹線)	昼間	61(61.4)	62(62.3)	1(0.9)
No. 9 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	65(64.5)	1(0.1)
No. 10 (区道 865 号線)	B(幹線)	昼間	67(67.1)	67(67.1)	0(0.0)
No. 11 (四谷角筈線)	B(幹線)	昼間	65(65.0)	65(65.4)	0(0.4)
No. 12 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	68(68.0)	68(68.2)	0(0.2)

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) (幹線)の環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間における特例値

注 3) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 4) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 5) 時間区分 昼間 6:00～22:00

表 5.3.2-1(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果(予測時期②)【変更前(評価書時)】

単位: dB

予測地点	地域の類型	時間 区分	騒音レベル(L _{Aeq})		
			工事の施行中の 将来基礎交通量	工事の施行中 の将来交通量	工事用車両に よる増加分
No. 1 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	66(66.0)	66(66.3)	0(0.3)
No. 2 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	65(65.3)	65(65.4)	0(0.1)
No. 3 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	62(61.8)	62(61.8)	0(0.0)
No. 4 (環状 3 号線)	A(幹線)	昼間	64(64.2)	64(64.2)	0(0.0)
No. 5 (青山通り)	A(幹線)	昼間	71(71.0)	71(71.1)	0(0.1)
No. 6 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)
No. 7 (青山通り)	C(幹線)	昼間	70(69.7)	70(69.8)	0(0.1)
No. 8 (区道 1044 号線)	A(幹線)	昼間	61(61.4)	62(62.2)	1(0.8)
No. 9 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)
No. 10 (区道 865 号線)	B(幹線)	昼間	67(67.1)	67(67.1)	0(0.0)
No. 11 (四谷角筈線)	B(幹線)	昼間	65(65.0)	65(65.3)	0(0.3)
No. 12 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	68(68.0)	68(68.1)	0(0.1)

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) (幹線) の環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間における特例値

注 3) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 4) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 5) 時間区分 昼間 6:00～22:00

2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

予測時期②における工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 5.3.2-2(1)～(2)に示すとおりである。

予測地点における工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、変更前の昼間 37～49dB、夜間 35～46dB に対し、変更後は昼間 37～52dB、夜間 35～48dB である。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、変更前の昼間で 0～3dB、夜間で 0～5dB に対し、変更後は昼間で 0～3dB、夜間で 0～6dB である。

表 5.3.2-2(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果(予測時期②)【変更後】

単位: dB

予測地点	区域の区分	時間		振動レベル(L ₁₀)		
		区分	予測時間	工事の施行中の将来基礎交通量	工事の施行中の将来交通量	工事用車両による増加分
No. 1 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	9 時	48(48.0)	49(48.6)	1(0.6)
		夜間	7 時	45(45.0)	46(46.0)	1(1.0)
No. 2 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	9 時	42(42.0)	43(42.5)	1(0.5)
		夜間	7 時	37(37.0)	38(38.0)	1(1.0)
No. 3 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	15 時	43(43.0)	43(43.1)	0(0.1)
No. 4 (環状 3 号線)	第一種区域	昼間	14 時	52(52.0)	52(52.0)	0(0.0)
		夜間	7 時	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)
No. 5 (青山通り)	第一種区域	昼間	9, 10, 11, 13, 14 時	37(37.0)	37(37.3)	0(0.3)
		夜間	7 時	39(39.0)	39(39.4)	0(0.4)
No. 6 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	15 時	44(44.0)	44(44.1)	0(0.1)
No. 7 (青山通り)	第二種区域	昼間	11 時	37(37.0)	37(37.2)	0(0.2)
		夜間	7 時	35(35.0)	35(35.3)	0(0.3)
No. 8 (区道 1044 号線)	第一種区域	昼間	11 時	43(43.0)	46(46.3)	3(3.3)
		夜間	7 時	37(37.0)	43(42.7)	6(5.7)
No. 9 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	11 時	45(45.0)	45(45.2)	0(0.2)
		夜間	7 時	44(44.0)	44(44.2)	0(0.2)
No. 10 (区道 865 号線)	第一種区域	昼間	15 時	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)
No. 11 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	8 時	41(41.0)	42(41.8)	1(0.8)
		夜間	7 時	40(40.0)	41(41.3)	1(1.3)
No. 12 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	10, 11 時	47(47.0)	48(47.5)	1(0.5)
		夜間	7 時	41(41.0)	42(41.9)	1(0.9)

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 3) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 4) 時間帯の区分は、次のとおり。

第一種区域(第一種・第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域) 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

第二種区域(近隣商業地域、商業地域) 昼間 8:00～20:00、夜間 20:00～8:00

注 5) 将来交通量による振動レベルが最大となる時間のうち、工事用車両の走行がある時間について予測を行った。

表 5.3.2-2(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果(予測時期②)【変更前(評価書時)】

単位: dB

予測地点	区域の区分	時間		振動レベル(L ₁₀)		
		区分	予測時間	工事の施行中の将来基礎交通量	工事の施行中の将来交通量	工事用車両による増加分
No. 1 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	9 時	48(48.0)	49(48.5)	1(0.5)
		夜間	7 時	45(45.0)	46(45.9)	1(0.9)
No. 2 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	9 時	42(42.0)	42(42.4)	0(0.4)
		夜間	7 時	37(37.0)	38(37.8)	1(0.8)
No. 3 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	15 時	43(43.0)	43(43.1)	0(0.1)
No. 4 (環状 3 号線)	第一種区域	昼間	15 時	49(49.0)	49(49.0)	0(0.0)
No. 5 (青山通り)	第一種区域	昼間	13 時	37(37.0)	37(37.3)	0(0.3)
		夜間	7 時	39(39.0)	39(39.3)	0(0.3)
No. 6 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	15 時	44(44.0)	44(44.1)	0(0.1)
No. 7 (青山通り)	第二種区域	昼間	11 時	37(37.0)	37(37.2)	0(0.2)
		夜間	7 時	35(35.0)	35(35.2)	0(0.2)
No. 8 (区道 1044 号線)	第一種区域	昼間	11 時	43(43.0)	46(45.8)	3(2.8)
		夜間	7 時	37(37.0)	42(42.1)	5(5.1)
No. 9 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	15 時	42(42.0)	42(42.1)	0(0.1)
No. 10 (区道 865 号線)	第一種区域	昼間	15 時	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)
No. 11 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	8 時	41(41.0)	42(41.7)	1(0.7)
		夜間	7 時	40(40.0)	41(41.1)	1(1.1)
No. 12 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	10, 11 時	47(47.0)	47(47.4)	0(0.4)
		夜間	7 時	41(41.0)	42(41.8)	1(0.8)

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 3) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 4) 時間帯の区分は、次のとおり。

第一種区域(第一種・第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域) 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

第二種区域(近隣商業地域、商業地域) 昼間 8:00～20:00、夜間 20:00～8:00

注 5) 将来交通量による振動レベルが最大となる時間のうち、工事用車両の走行がある時間について予測を行った。

(6) 評 価

1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

評価の指標は、評価書と同様、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準」とした。

予測時期②の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、表 5.3.2-3(1)～(2)に示すとおり、変更前後ともに昼間 62～71dB であり、No.5 の青山通りで環境基準値を上回っているが、現況においても環境基準値を上回っており、増加分は 1dB 未満である。その他の地点では環境基準値を満足している。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、変更前では No.8 の区道 1044 号線で 1dB であり、その他の地点は 1dB 未満であったのに対し、変更後では No.8 の区道 1044 号線と No.9 の外苑西通りで 1dB であり、その他の地点は 1dB 未満である。

したがって、工事用車両の走行に伴う騒音レベルは変更前後で同程度であるため、変更後と変更前における評価の結論は変わらない。

表 5.3.2-3(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果(予測時期②)【変更後】

単位: dB

予測地点	地域の類型	時間区分	騒音レベル(L_{Aeq})			環境基準(L_{Aeq})
			工事の施行中の将来基礎交通量	工事の施行中の将来交通量	工事用車両による増加分	
No.1 (環状3号線)	C(幹線)	昼間	66(66.0)	66(66.3)	0(0.3)	70
No.2 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	65(65.3)	65(65.4)	0(0.1)	
No.3 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	62(61.8)	62(61.8)	0(0.0)	
No.4 (環状3号線)	A(幹線)	昼間	64(64.2)	64(64.2)	0(0.0)	
No.5 (青山通り)	A(幹線)	昼間	71(71.0)	71(71.1)	0(0.1)	
No.6 (環状3号線)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)	
No.7 (青山通り)	C(幹線)	昼間	70(69.7)	70(69.8)	0(0.1)	
No.8 (区道1044号線)	A(幹線)	昼間	61(61.4)	62(62.3)	1(0.9)	
No.9 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	65(64.5)	1(0.1)	
No.10 (区道865号線)	B(幹線)	昼間	67(67.1)	67(67.1)	0(0.0)	
No.11 (四谷角筈線)	B(幹線)	昼間	65(65.0)	65(65.4)	0(0.4)	
No.12 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	68(68.0)	68(68.2)	0(0.2)	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) (幹線)の環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間における特例値

注 3) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 4) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 5) 時間区分 昼間 6:00～22:00

表 5.3.2-3(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果(予測時期②)【変更前(評価書時)】

単位: dB

予測地点	地域の類型	時間 区分	騒音レベル(L_{Aeq})			環境 基準 (L_{Aeq})
			工事の施行中の 将来基礎交通量	工事の施行中 の将来交通量	工事用車両に よる増加分	
No. 1 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	66(66.0)	66(66.3)	0(0.3)	70
No. 2 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	65(65.3)	65(65.4)	0(0.1)	
No. 3 (四谷角筈線)	A(幹線)	昼間	62(61.8)	62(61.8)	0(0.0)	
No. 4 (環状 3 号線)	A(幹線)	昼間	64(64.2)	64(64.2)	0(0.0)	
No. 5 (青山通り)	A(幹線)	昼間	71(71.0)	71(71.1)	0(0.1)	
No. 6 (環状 3 号線)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)	
No. 7 (青山通り)	C(幹線)	昼間	70(69.7)	70(69.8)	0(0.1)	
No. 8 (区道 1044 号線)	A(幹線)	昼間	61(61.4)	62(62.2)	1(0.8)	
No. 9 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	64(64.4)	64(64.4)	0(0.0)	
No. 10 (区道 865 号線)	B(幹線)	昼間	67(67.1)	67(67.1)	0(0.0)	
No. 11 (四谷角筈線)	B(幹線)	昼間	65(65.0)	65(65.3)	0(0.3)	
No. 12 (外苑西通り)	C(幹線)	昼間	68(68.0)	68(68.1)	0(0.1)	

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) (幹線) の環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間における特例値

注 3) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 4) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 5) 時間区分 昼間 6:00～22:00

2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

評価の指標は、評価書と同様、「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」とした。

予測時期②の工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{10})は、表 5.3.2-4(1)～(2)に示すとおり、変更前の昼間 37～49dB、夜間 35～46dB に対し、変更後は昼間 37～52dB、夜間 35～48dB であり、変更前と同様に規制基準値を満足している。

なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は変更前の昼間で 0～3dB、夜間で 0～5dB に対し、変更後は昼間で 0～3dB、夜間で 0～6dB である。

したがって、工事用車両の走行に伴う振動レベルは変更前後で同程度であり、評価の指標とした規制基準を下回るため、変更後と変更前における評価の結論は変わらない。

表 5.3.2-4(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の評価の結果(予測時期②)【変更後】

単位: dB

予測地点	区域の区分	時間区分	振動レベル(L_{10})			規制基準(L_{10})
			工事の施行中の将来基礎交通量	工事の施行中の将来交通量	工事用車両による増加分	
No. 1 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	48(48.0)	49(48.6)	1(0.6)	65
		夜間	45(45.0)	46(46.0)	1(1.0)	60
No. 2 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	42(42.0)	43(42.5)	1(0.5)	60
		夜間	37(37.0)	38(38.0)	1(1.0)	55
No. 3 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	43(43.0)	43(43.1)	0(0.1)	60
No. 4 (環状 3 号線)	第一種区域	昼間	52(52.0)	52(52.0)	0(0.0)	60
		夜間	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)	55
No. 5 (青山通り)	第一種区域	昼間	37(37.0)	37(37.3)	0(0.3)	60
		夜間	39(39.0)	39(39.4)	0(0.4)	55
No. 6 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	44(44.0)	44(44.1)	0(0.1)	65
No. 7 (青山通り)	第二種区域	昼間	37(37.0)	37(37.2)	0(0.2)	65
		夜間	35(35.0)	35(35.3)	0(0.3)	60
No. 8 (区道 1044 号線)	第一種区域	昼間	43(43.0)	46(46.3)	3(3.3)	60
		夜間	37(37.0)	43(42.7)	6(5.7)	55
No. 9 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	45(45.0)	45(45.2)	0(0.2)	65
		夜間	44(44.0)	44(44.2)	0(0.2)	60
No. 10 (区道 865 号線)	第一種区域	昼間	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)	60
No. 11 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	41(41.0)	42(41.8)	1(0.8)	60
		夜間	40(40.0)	41(41.3)	1(1.3)	55
No. 12 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	47(47.0)	48(47.5)	1(0.5)	65
		夜間	41(41.0)	42(41.9)	1(0.9)	60

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 3) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 4) 時間帯の区分は、次のとおり。

第一種区域(第一種・第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域) 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

第二種区域(近隣商業地域、商業地域) 昼間 8:00～20:00、夜間 20:00～8:00

注 5) 将来交通量による振動レベルが最大となる時間のうち、工事用車両の走行がある時間について予測を行った。

表 5.3.2-4(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動の評価の結果(予測時期②)【変更前(評価書時)】

単位: dB

予測地点	区域の区分	時間 区分	振動レベル(L ₁₀)			規制 基準 (L ₁₀)
			工事の施行中の 将来基礎交通量	工事の施行中の 将来交通量	工事用車両に よる増加分	
No. 1 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	48(48.0)	49(48.5)	1(0.5)	65
		夜間	45(45.0)	46(45.9)	1(0.9)	60
No. 2 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	42(42.0)	42(42.4)	0(0.4)	60
		夜間	37(37.0)	38(37.8)	1(0.8)	55
No. 3 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	43(43.0)	43(43.1)	0(0.1)	60
No. 4 (環状 3 号線)	第一種区域	昼間	49(49.0)	49(49.0)	0(0.0)	60
No. 5 (青山通り)	第一種区域	昼間	37(37.0)	37(37.3)	0(0.3)	60
		夜間	39(39.0)	39(39.3)	0(0.3)	55
No. 6 (環状 3 号線)	第二種区域	昼間	44(44.0)	44(44.1)	0(0.1)	65
No. 7 (青山通り)	第二種区域	昼間	37(37.0)	37(37.2)	0(0.2)	65
		夜間	35(35.0)	35(35.2)	0(0.2)	60
No. 8 (区道 1044 号線)	第一種区域	昼間	43(43.0)	46(45.8)	3(2.8)	60
		夜間	37(37.0)	42(42.1)	5(5.1)	55
No. 9 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	42(42.0)	42(42.1)	0(0.1)	65
No. 10 (区道 865 号線)	第一種区域	昼間	48(48.0)	48(48.1)	0(0.1)	60
No. 11 (四谷角筈線)	第一種区域	昼間	41(41.0)	42(41.7)	1(0.7)	60
		夜間	40(40.0)	41(41.1)	1(1.1)	55
No. 12 (外苑西通り)	第二種区域	昼間	47(47.0)	47(47.4)	0(0.4)	65
		夜間	41(41.0)	42(41.8)	1(0.8)	60

注 1) 予測地点の番号は、図 5.3.2-1 に対応する。

注 2) 工事の施行中の将来基礎交通量＝現況交通量

注 3) 工事の施行中の将来交通量＝工事の施行中の将来基礎交通量＋工事用車両交通量

注 4) 時間帯の区分は、次のとおり。

第一種区域(第一種・第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域) 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

第二種区域(近隣商業地域、商業地域) 昼間 8:00～20:00、夜間 20:00～8:00

注 5) 将来交通量による振動レベルが最大となる時間のうち、工事用車両の走行がある時間について予測を行った。

6. 環境影響評価手続等の状況

6.1 環境影響評価手続の状況

環境影響評価の手続の状況は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 環境影響評価の手続の状況

環境影響評価の手続	提出年月日	備 考
環境影響評価書	令和 5(2023)年 1 月 10 日	—
事後調査計画書	令和 5(2023)年 1 月 17 日	—
工事着手届（着工届）	令和 5(2023)年 1 月 17 日	—
事後調査報告書（工事の施行中その 1）	令和 5(2023)年 7 月 6 日	生物・生態系（根回しの状況、養生の状況、仮移植計画）
事後調査報告書（工事の施行中その 2）	令和 6(2024)年 9 月 30 日	生物・生態系（既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、いちよう並木の保全状況（4 列））、自然との触れ合い活動の場、廃棄物
変更届（その 1）	令和 6(2024)年 9 月 30 日	事業計画の変更（ラグビー場棟の施設計画）
事後調査報告書（工事の施行中その 3）	令和 7(2025)年 3 月 26 日	大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、生物・生態系（既存樹木の状況、神宮外苑広場（建国記念文庫）の樹木の保全状況、いちよう並木の保全状況（4 列））、自然との触れ合い活動の場、廃棄物
事後調査報告書（工事の施行中その 4）	令和 7(2025)年 9 月 25 日	生物・生態系（既存樹木の状況（移植計画及び移植の状況））

6.2 許認可の状況

本事業に係る許認可の状況は、表 6.2-1 に示すとおりである。

表 6.2-1 本事業に係る許認可の状況

許認可等	根拠法令	年月日
建築物の確認	建築基準法 第 6 条第 1 項 または 第 6 条の 2	—
第一種市街地再開発事業	都市再開発法 第 7 条の 9	令和 5(2023)年 2 月 17 日 告示
地区計画	都市計画法 第 12 条の 5	令和 4(2022)年 3 月 10 日 告示

7. 事後調査計画の変更

事業計画の変更に伴い、事後調査計画も見直しを行った。

変更後及び変更前の事後調査計画は、表 7-1～7-3 に示すとおりである。

表 7-1(1) 事後調査のスケジュール【変更後】

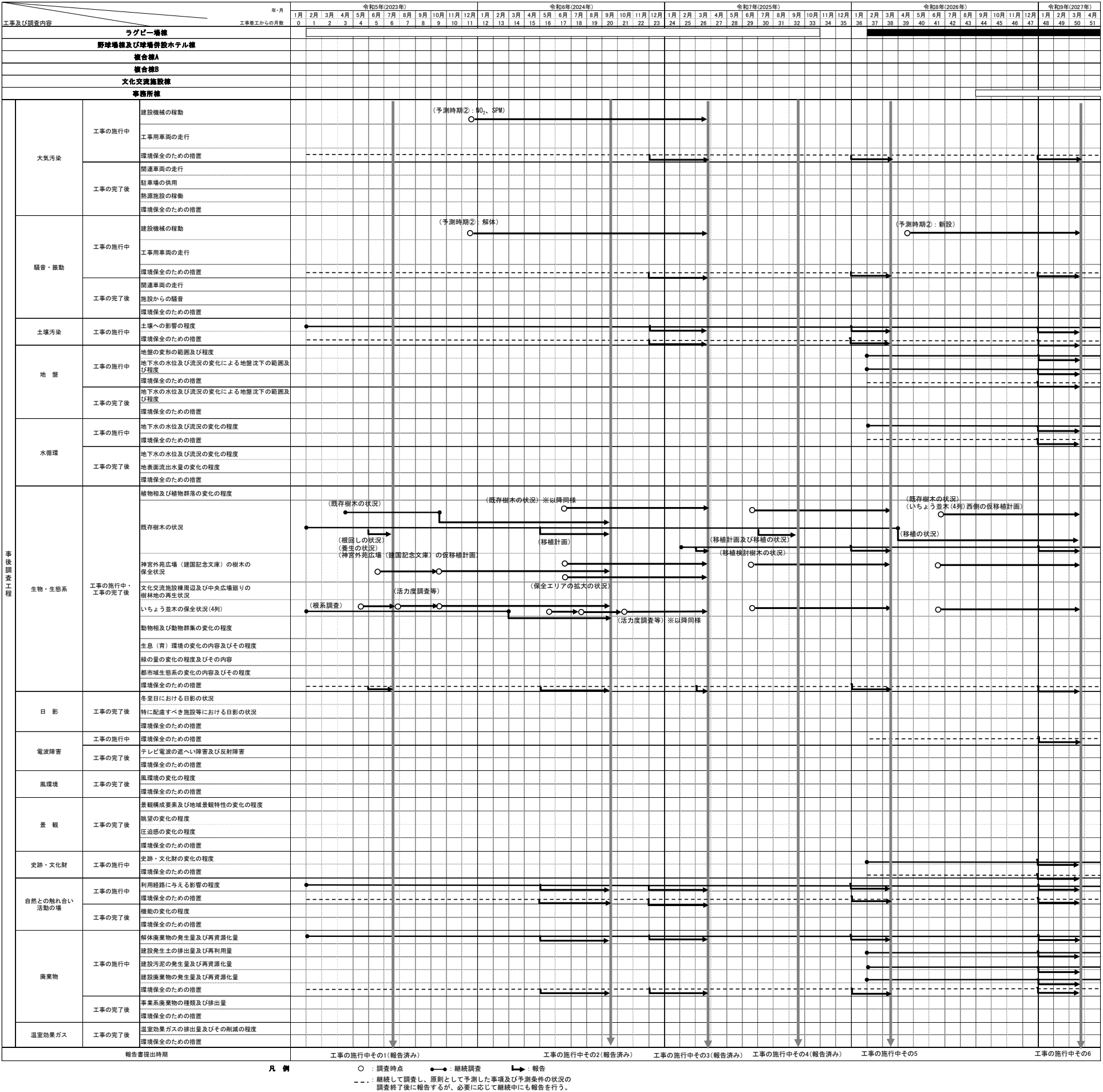


表 7-1(2) 事後調査のスケジュール【変更前】

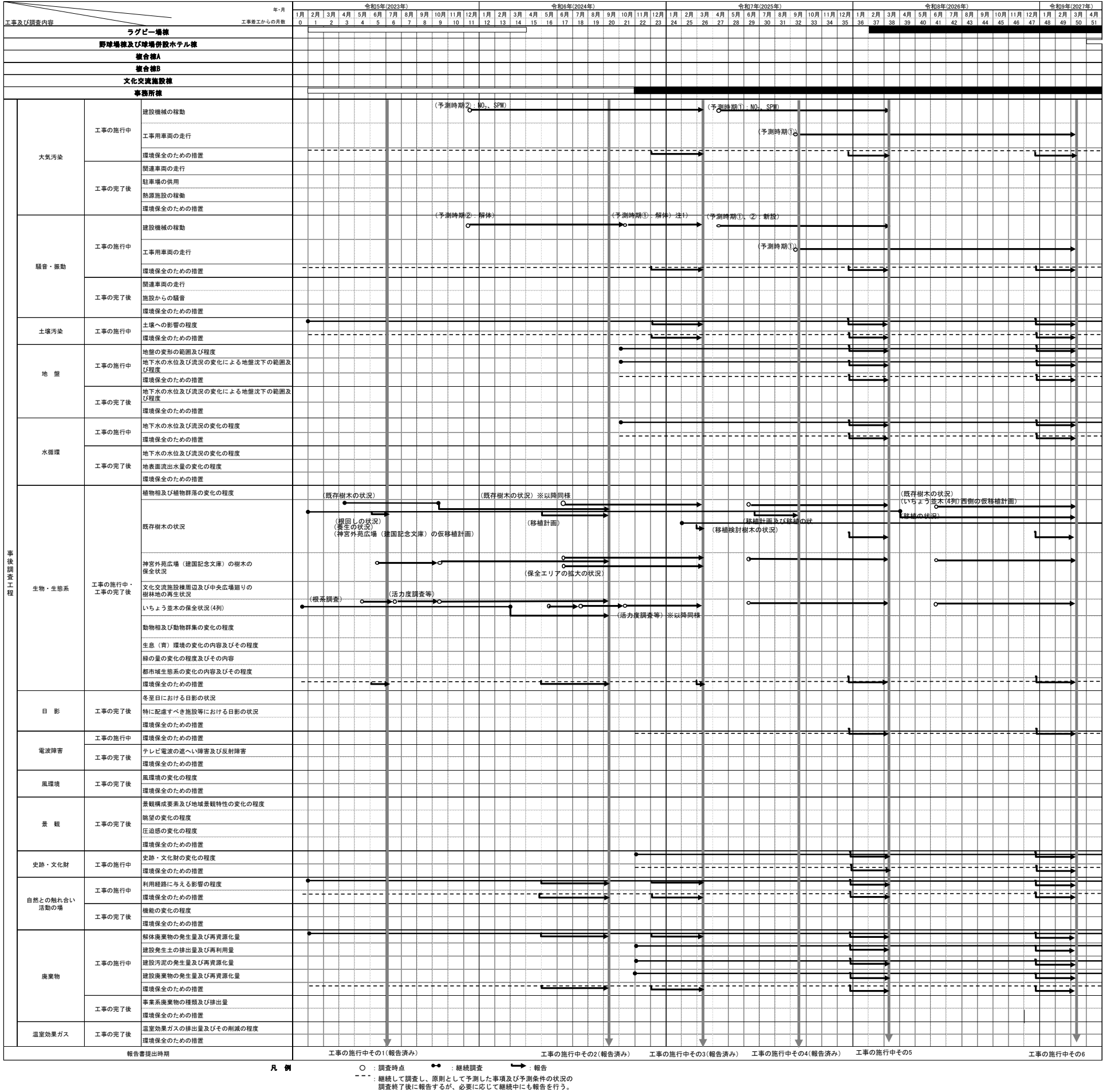


表 7-2(1) 事後調査のスケジュール【変更後】

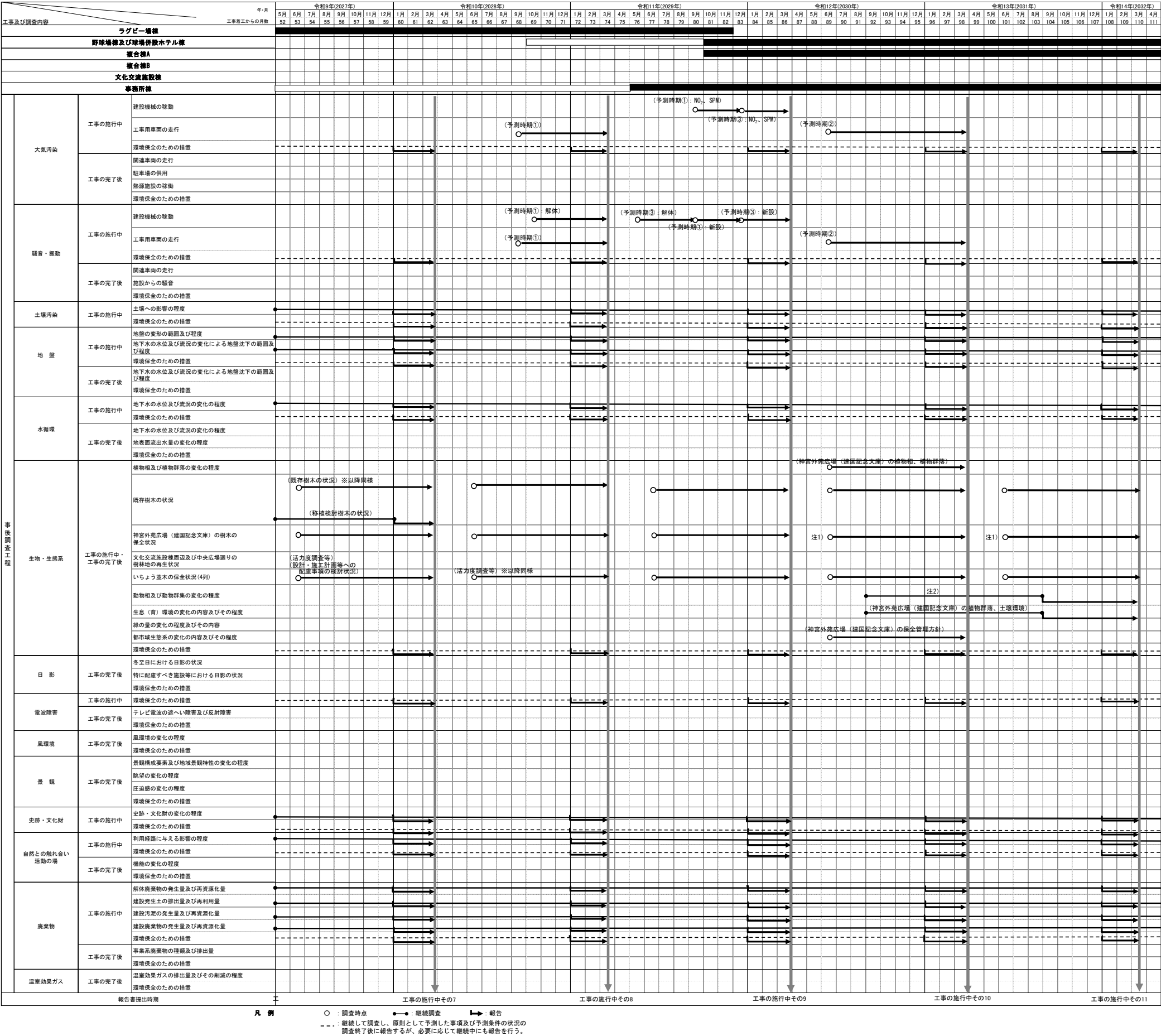


表 7-2(2) 事後調査のスケジュール【変更前】

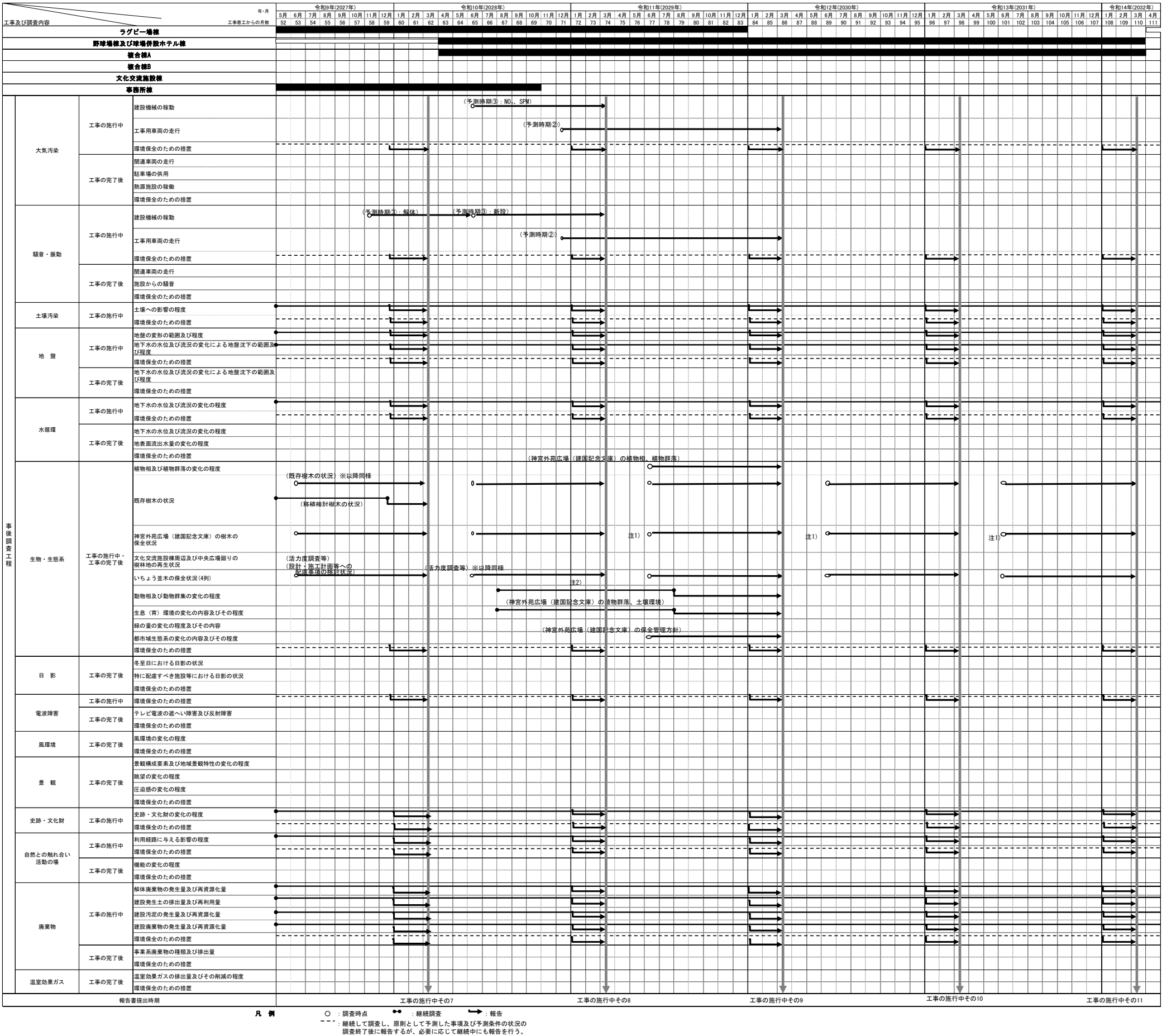
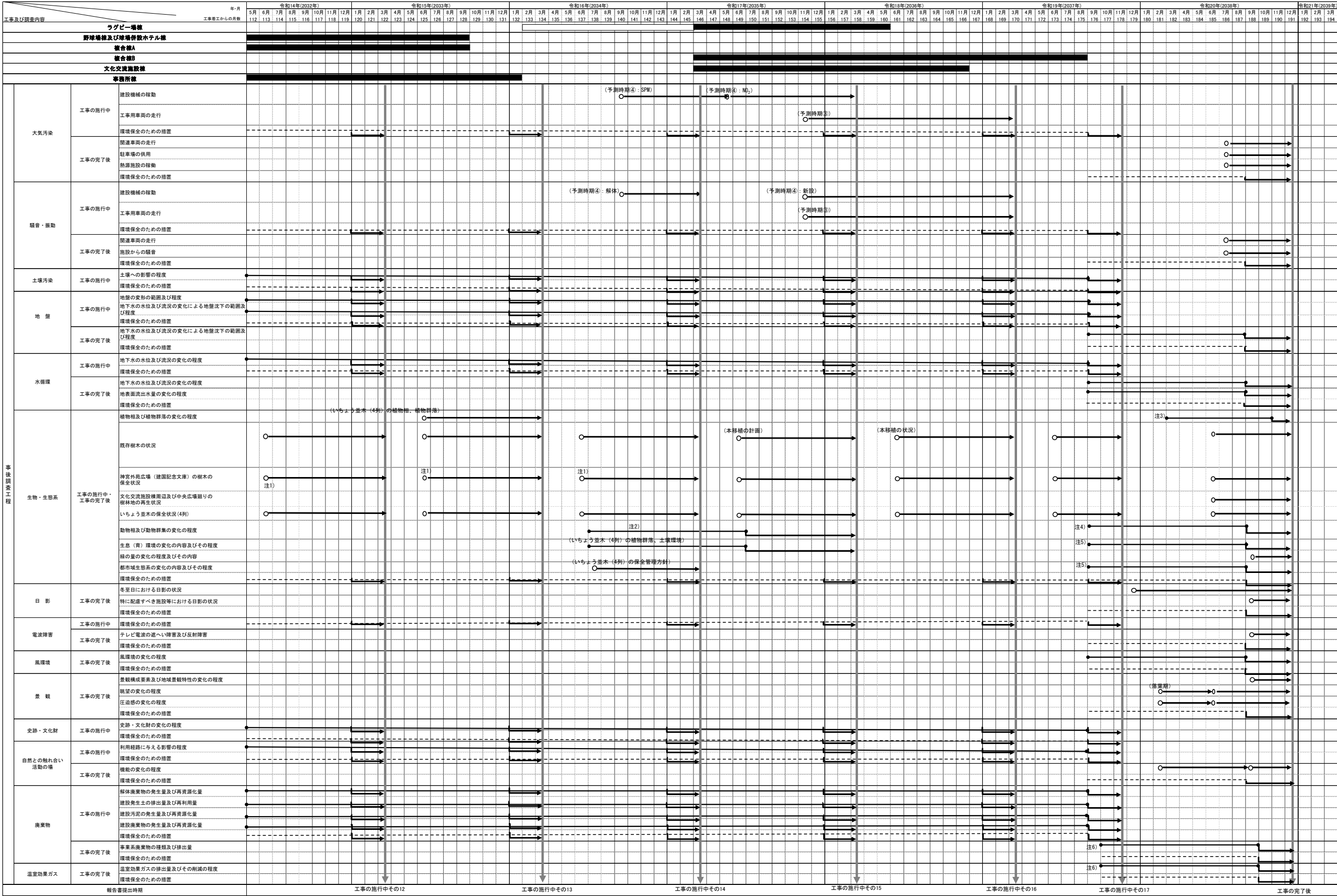


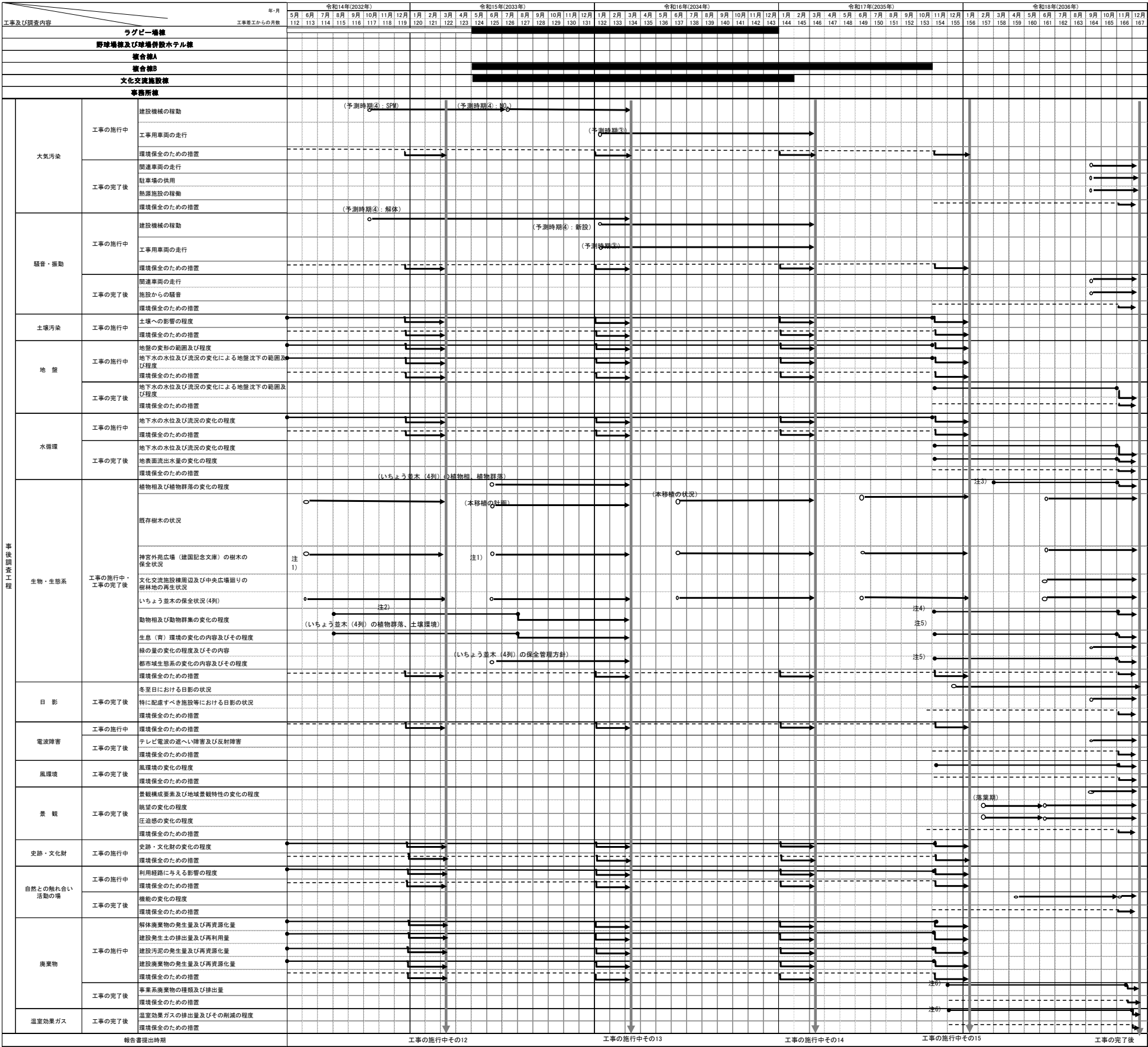
表 7-3(1) 事後調査のスケジュール【変更後】



凡例 ○：調査時点 ●—●：継続調査 →：報告
---：継続して調査し、原則として予測した事項及び予測条件の状況の調査終了後に報告するが、必要に応じて継続中にも報告を行う。

注1) ラグビー場棟一期工事の完了後5年間、神宮外苑広場（建国記念文庫）において既存樹木の活力度調査を行う。
注2) 野球場棟の工事の完了後の四半にいちょう並木（4列）の動物相調査を行う。調査時期については、動物の生息状況が定常状態となった時期を考慮して調査を行う。
注3) 秋季、春季、夏季に調査。植物群落については夏季に調査。
注4) 四季に調査。
注5) 環境保全のための措置の効果が確認できる時期に調査。
注6) 段階供用のため、各施設の供用時期が異なるが、全施設の供用が通常状態となった時期に調査。

表 7-3(2) 事後調査のスケジュール【変更前】



注1) ラグビー場棟一期工事の完了後5年間、神宮外苑広場(建國記念文庫)において既存樹木の活力度調査を行う。
注2) 野球場棟の工事の完了後の四季にいちよう並木(4列)の動物相調査を行う。調査時期については、動物の生息状況が定常状態となった時期を考慮して調査を行う。
注3) 秋季、春季、夏季に調査。植物群落については夏季に調査。
注4) 四季に調査。
注5) 環境保全のための措置の効果が確認できる時期に調査。
注6) 段階供用のため、各施設の供用時期が異なるが、全施設の供用が通常状態となった時期に調査。

資 料 編

1. 施工計画

変更前後の月毎の建設機械の台数は、表 1-1～1-6 に示すとおりである。

また、変更前後の月毎の工事用車両の走行台数は、表 1-7～1-9 に示すとおりである。

表 1-1 (1) 工事期間全体における建設機械稼働台数(工事着手後 1 ヶ月目から 90 ヶ月目)【変更後】

[illegible][illegible]

注1) タワークレーン、仮設エレベーターは電動式であり、予測に見込んでいないため、合計から除外した。
2) 各種機械の目録台数に、一台当りの積出量も掛け算出した。

3) : 解体工事期間 : 新築工事期間

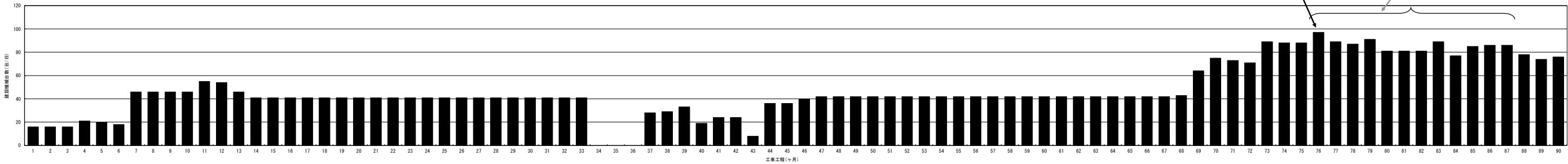


表 1-3(1) 予測時期①における建設機械稼働台数【変更後】

[illegible][illegible]

注1) タワークレーン、仮設エレベーターは電動式であり、予測に見込んでいないため、合計から除外した。
 2) 各建設機械の月延台数に、一台当りの排出量を掛け、算出した。
 3) □：解体工事期間 ■：新築工事期間

3) : 解体工事期間 : 新築工事期間

3) : 解体工事期間 : 新築工事期間

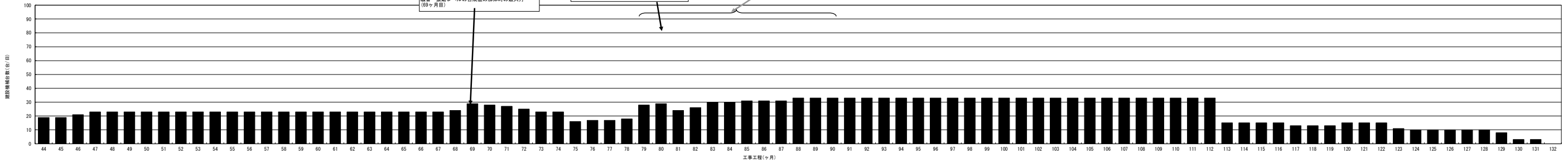


表 1-6(2) 予測時期④における建設機械稼働台数【変更前】

[illegible][illegible]

注1) タワークレーン、仮設エレベーターは電動式であり、予測に見込んでいないため、合計から除外した。

2) 各建設機械の月延台数に、一台当りの排出量 (p. 87参照) を掛け、算出した。

3) : 解体工事期間 : 新築工事期間

騒音・振動レベルの達成値の解体時の最大月
(117~120ヶ月目)

(窒素酸化物：120～131ヶ月目、浮遊粒子状物質：116～127ヶ月目)

(132ヶ月目)

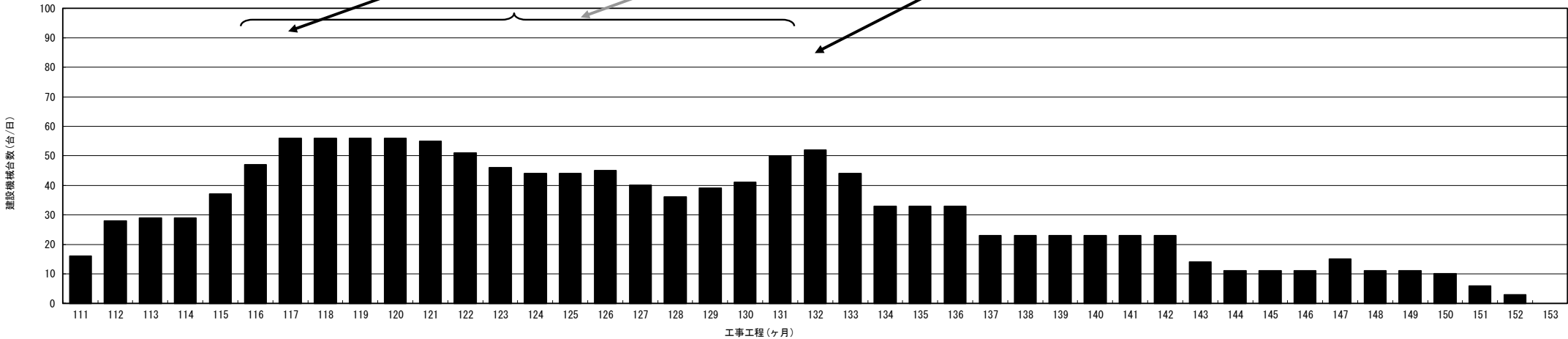


表 1-7(1) 予測時期①における工事用車両台数【変更後】

[illegible]

注) : 解体工事期間 : 新築工事期間

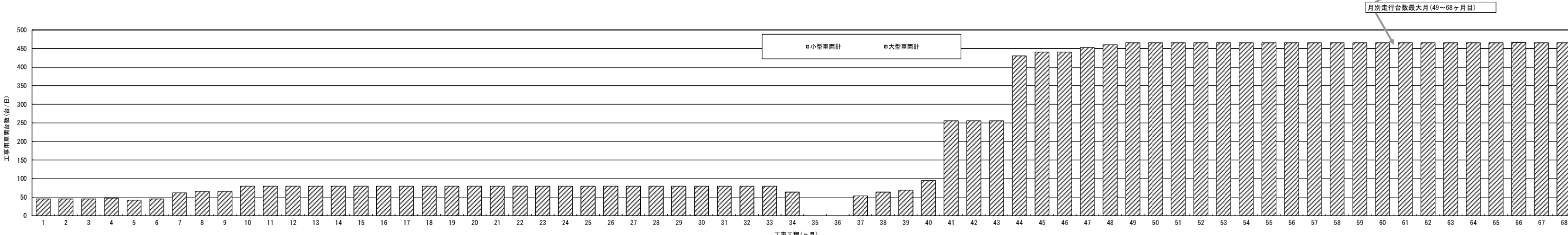


表 1-7 (2) 予測時期①における工事用車両台数【変更前】

		工事工程(ヶ月)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事務所棟	解体工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	仮設工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	土工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	躯体工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	設備工事・仕上工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ラグビー場棟Ⅰ期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第二球場解体工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
仮設工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
躯体工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
設備工事・仕上工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		工事用車両台数(台/日)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
小型車両計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) □ : 解体工事期間 ■ : 新築工事期間

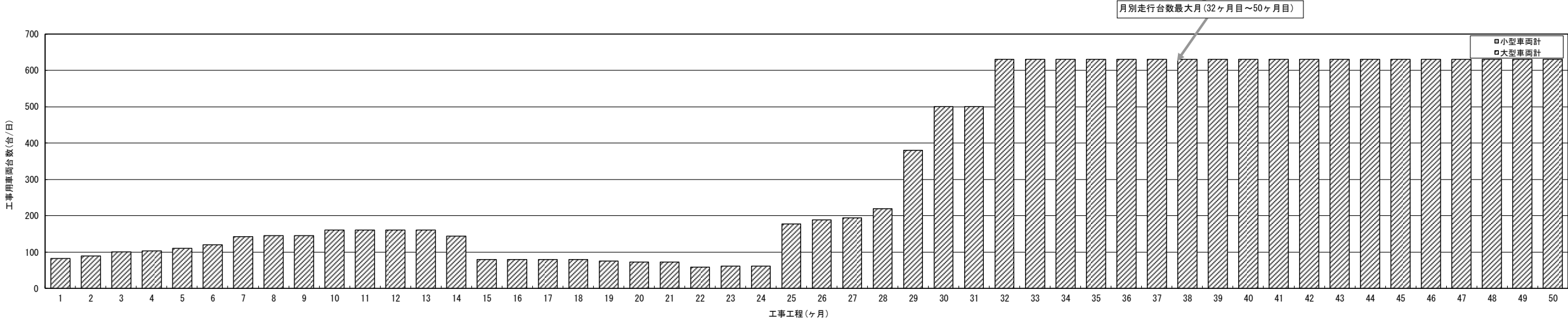


表 1-8(1) 予測時期②における工事用車両台数【変更後】

[illegible]

注) □: 解体工事期間 ■: 新築工事期間

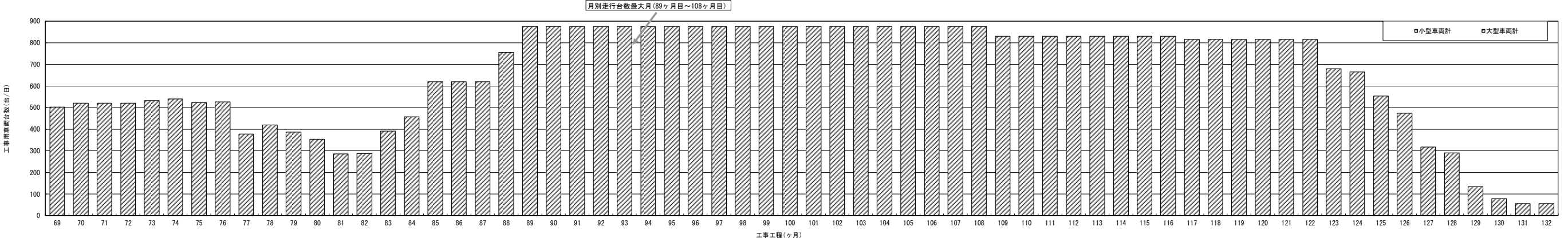


表 1-8(2) 予測時期②における工事用車両台数【変更前】

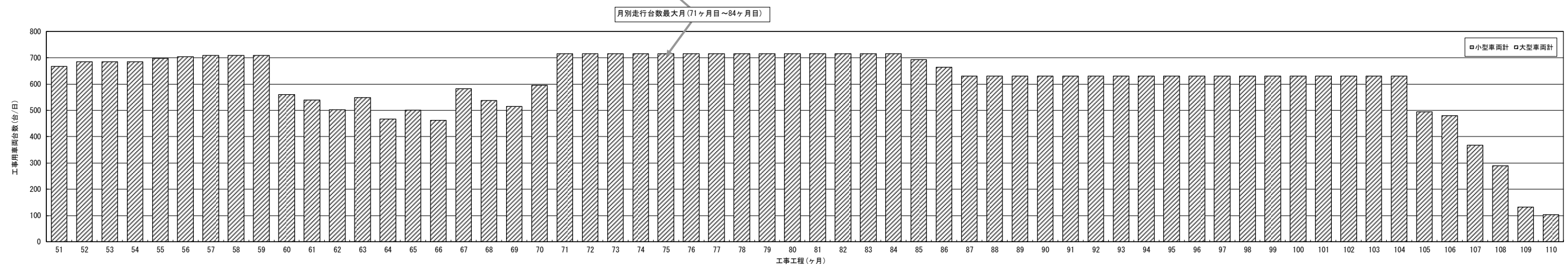
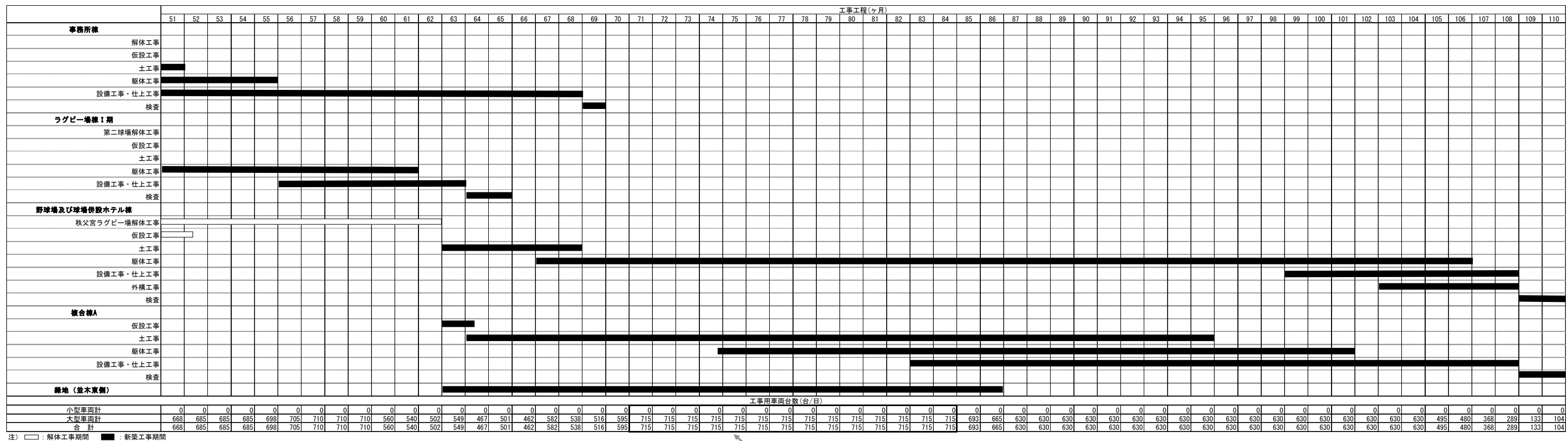


表 1-9(1) 予測時期③における工事用車両台数【変更後】

年 月	2034年												2035年												2036年												2037年							
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
事務所棟	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	
神宮球場解体																																												
ラグビー場棟Ⅱ期																																												
複合棟B																																												
文化交流施設棟																																												
工事用車両台数(台/日)																																												
小型車両計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
大型車両計	55	55	55	55	67	78	80	80	80	80	80	80	74	170	188	310	434	456	488	659	678	685	605	518	490	490	490	490	450	450	430	379	323	301	245	245	245	245	245	185	134	78	56	
合 計	55	55	55	55	67	78	80	80	80	80	80	80	74	170	188	310	434	456	488	659	678	685	605	518	490	490	490	490	450	450	430	379	323	301	245	245	245	245	245	185	134	78	56	

注) □ : 解体工事期間 ■ : 新築工事期間

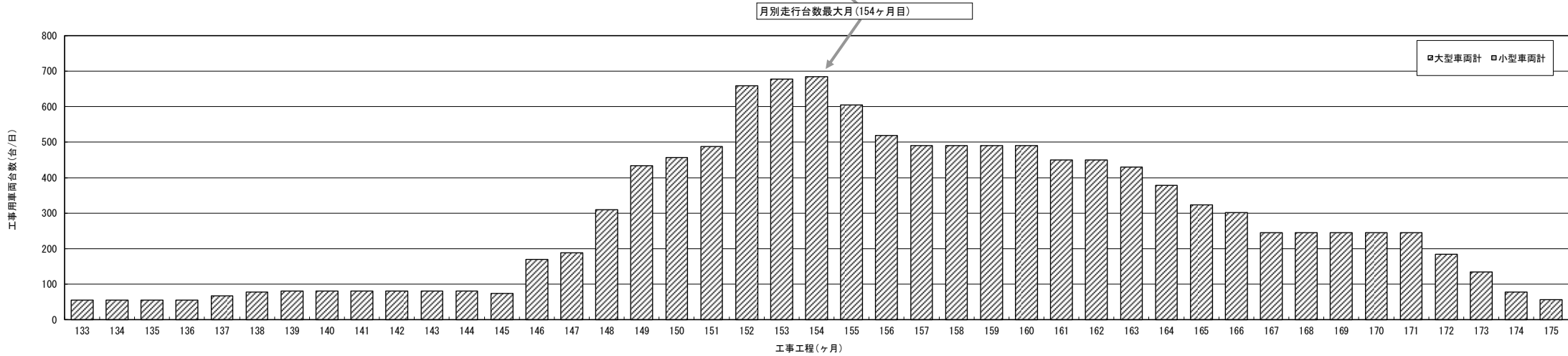
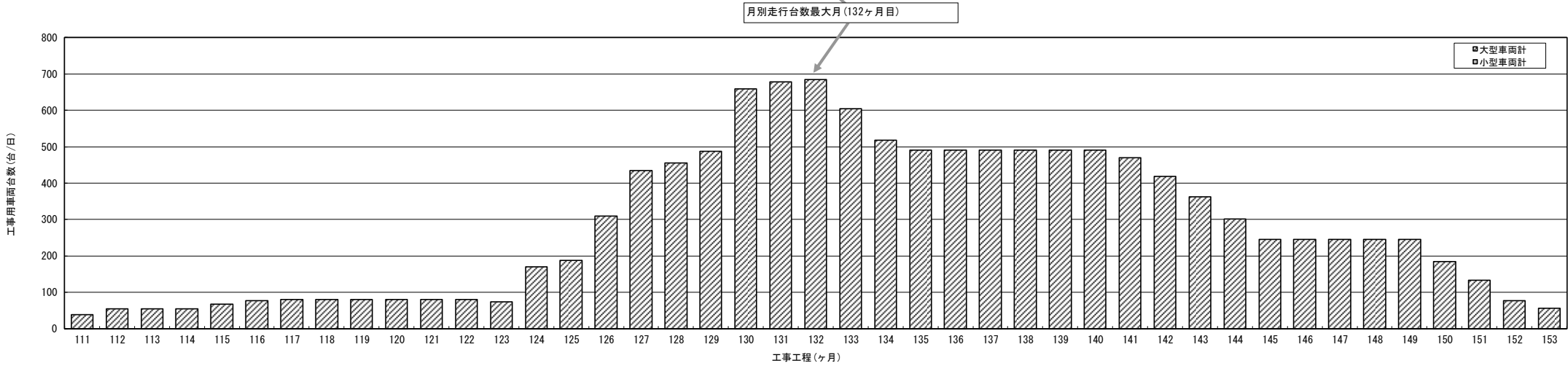


表 1-9 (2) 予測時期③における工事用車両台数【変更前】

		工事工程(ヶ月)																																																				
		111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153										
神宮球場解体	解体工事																																																					
	仮設工事																																																					
ラグビー場棟Ⅱ期																																																						
	土工事																																																					
	躯体工事																																																					
	設備工事・仕上工事																																																					
	検査																																																					
複合棟B	仮設工事																																																					
	土工事																																																					
	躯体工事																																																					
	設備工事・仕上工事																																																					
	検査																																																					
文化交流施設棟	仮設工事																																																					
	土工事																																																					
	躯体工事																																																					
	設備工事・仕上工事																																																					
	検査																																																					
		工事用車両台数(台/日)																																																				
小型車両計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
大型車両計		38	55	55	55	67	78	80	80	80	80	80	80	74	170	188	310	434	456	488	659	678	685	605	518	490	490	490	490	490	490	470	419	363	301	245	245	245	245	245	185	134	78	56										
合 計		38	55	55	55	67	78	80	80	80	80	80	80	74	170	188	310	434	456	488	659	678	685	605	518	490	490	490	490	490	490	470	419	363	301	245	245	245	245	245	185	134	78	56										

注) □ : 解体工事期間 ■ : 新築工事期間



2. 全工事期間での大気汚染、騒音・振動が最大となる時期における予測結果

2.1 大気汚染

全工事期間での汚染物質排出量が最大となる時期の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は表 2-1(1)～(2)、図 2-1(1)～(2)及び図 2-2(1)～(2)に示すとおりである。

汚染物質排出量が最大となる時期は、変更前が二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに 55～66 ヶ月目であったのに対し、変更後は二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに 76～87 ヶ月目である。

二酸化窒素の最大着地濃度は、敷地境界南東側付近において変更前が 0.0085ppm であったのに対し、変更後は 0.0092ppm であり、バックグラウンド濃度 0.021ppm を加えた将来濃度は変更前が 0.0295ppm であったのに対し、変更後は 0.0302ppm である。また、将来濃度に対する建設機械の稼働に伴う増加分の割合(寄与率)は、変更前が 28.8%であったのに対し、変更後は 30.5%である。

浮遊粒子状物質の最大着地濃度は、敷地境界南東側付近において変更前が 0.0016mg/m³ であったのに対し、変更後は 0.0017mg/m³ であり、バックグラウンド濃度 0.019mg/m³ を加えた将来濃度は変更前が 0.0206mg/m³ であったのに対し、変更後は 0.0207mg/m³ である。また、将来濃度に対する建設機械の稼働に伴う増加分の割合(寄与率)は、変更前が 7.8%であったのに対し、変更後は 8.2%である。

表 2-1(1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素）の予測結果

単位:ppm

	予測地点	①バック グラウンド 濃度	②建設機械の稼働 に伴う寄与濃度 (最大着地濃度)	③工事の施行中 の将来濃度 (年平均値) (①+②)	建設機械の 稼働に伴う 寄与率(%) (②/③)
変更後	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.021	0.0092	0.0302	30.5
変更前	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.021	0.0085	0.0295	28.8

表 2-1(2) 建設機械の稼働に伴う大気質(浮遊粒子状物質)の予測結果

単位:mg/m³

	予測地点	①バック グラウンド 濃度	②建設機械の稼働 に伴う寄与濃度 (最大着地濃度)	③工事の施行中 の将来濃度 (年平均値) (①+②)	建設機械の 稼働に伴う 寄与率(%) (②/③)
変更後	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.019	0.0017	0.0207	8.2
変更前	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.019	0.0016	0.0206	7.8

年平均値から日平均値(年間 98%値、2%除外値)への変換結果は、表 2-2(1)、(2)に示すとおりである。換算式は評価書と同様とした。

二酸化窒素について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は変更前が 0.051ppm であったのに対し、変更後は 0.052ppm であり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は変更前が 28.8%であったのに対し、変更後は 30.5%である。

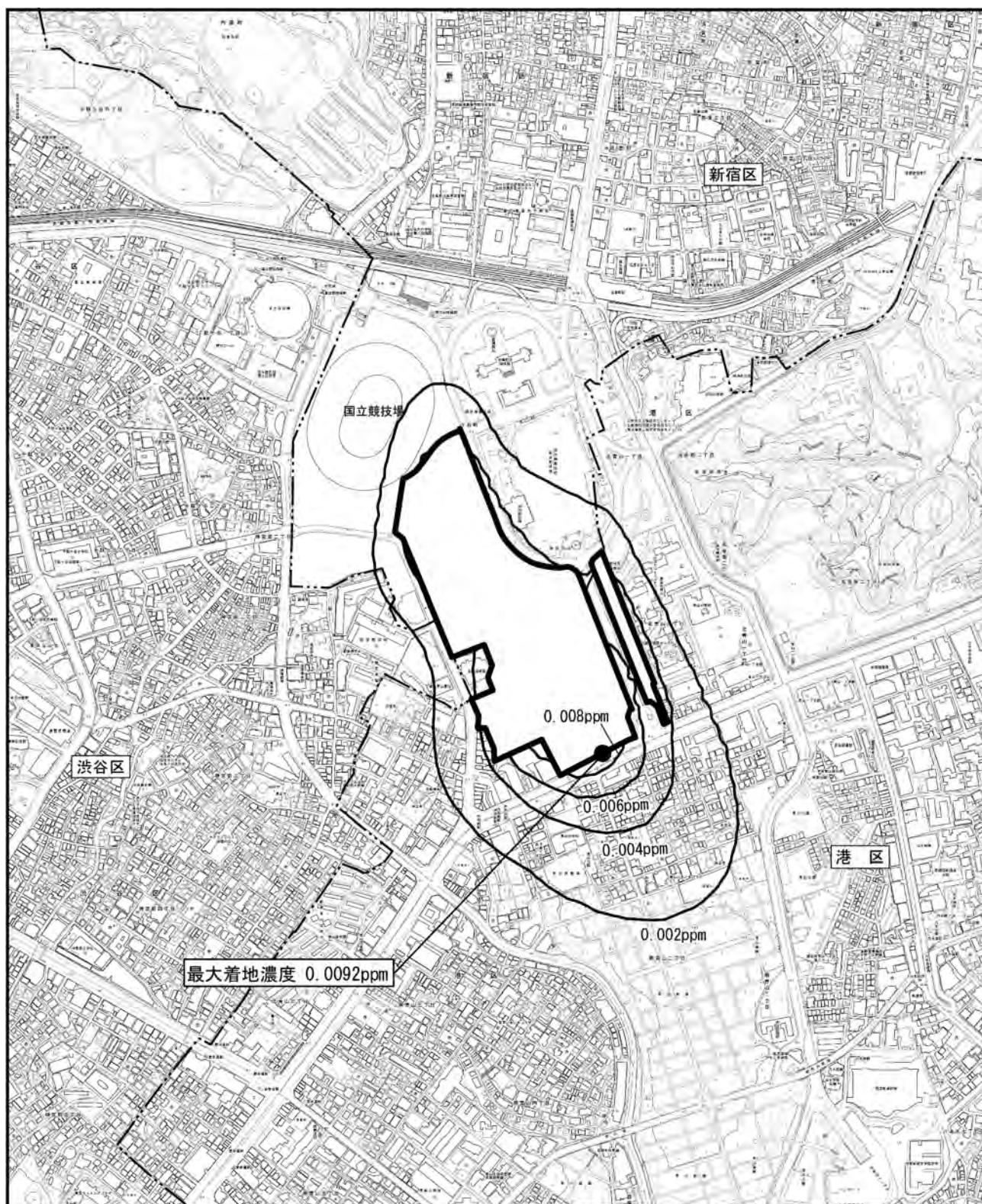
また、浮遊粒子状物質について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は変更前が 0.048mg/m³であったのに対し、変更後は 0.049mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は変更前が 7.8%であったのに対し、変更後は 8.2%である。

表 2-2(1) 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の影響の評価

	予測地点	将来濃度(ppm)		建設機械の稼働に伴う寄与率(%)	環境基準
		年平均値	日平均値の年間 98%値		
変更後	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.0302	0.052	30.5	日平均値が 0.04 から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下
変更前	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.0295	0.051	28.8	

表 2-2(2) 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の影響の評価

	予測地点	将来濃度(mg/m ³)		建設機械の稼働に伴う寄与率(%)	環境基準
		年平均値	日平均値の年間 2%除外値		
変更後	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.0207	0.049	8.2	日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
変更前	最大濃度着地地点 (敷地境界南東側)	0.0206	0.048	7.8	



凡 例

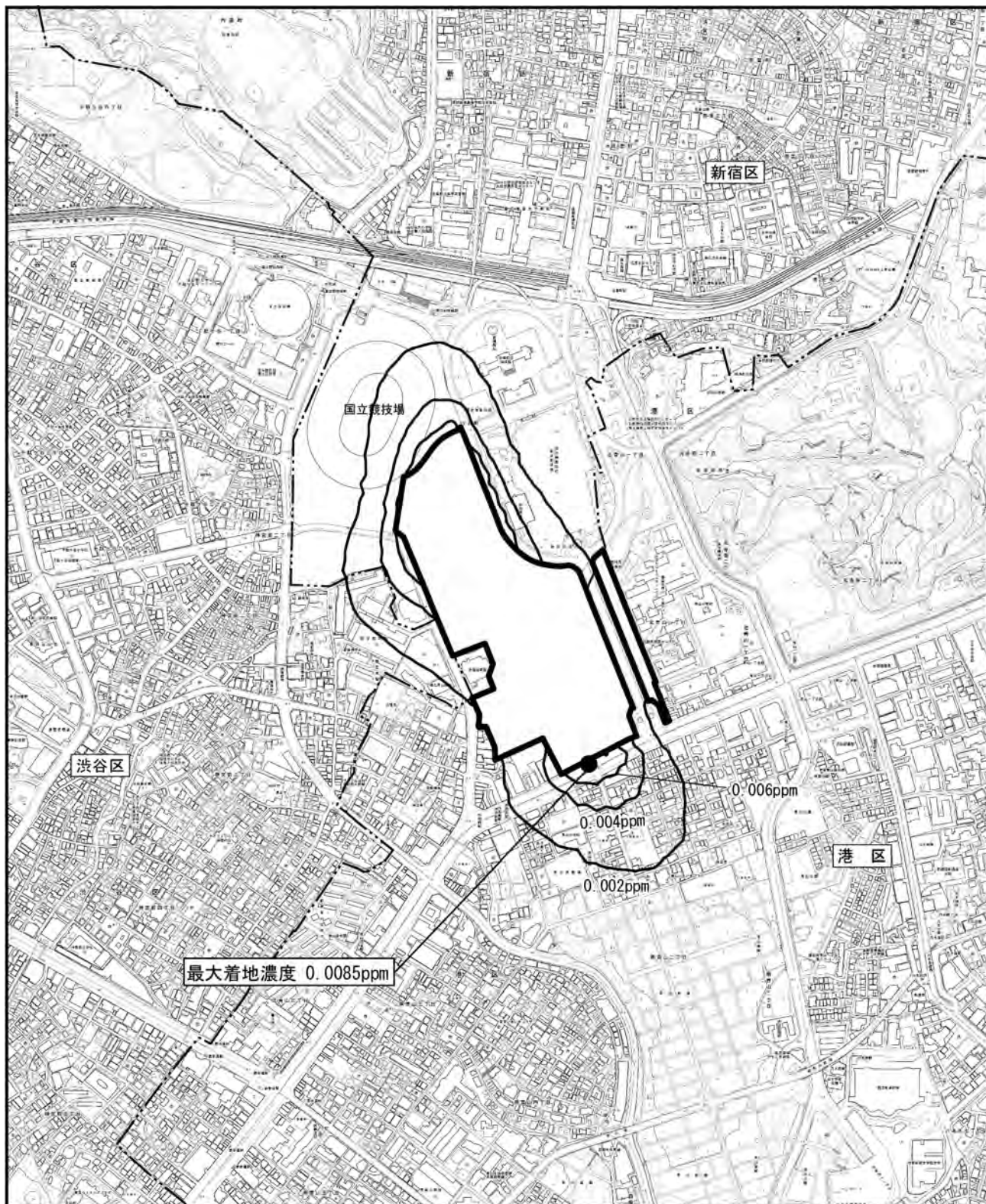
- 計画地
- 区界
- 二酸化窒素の寄与濃度（年平均値）（ppm）
- 最大着地濃度（0.0092ppm）



S=1/12,000

0 100 200 300m

図 2-1 (1) 【変更後】建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の濃度（全工事期間最大時：工事着手後 76～87 ヶ月目）



凡 例



計画地



区界



二酸化窒素の寄与濃度 (年平均値) (ppm)



最大着地濃度 (0.0085ppm)

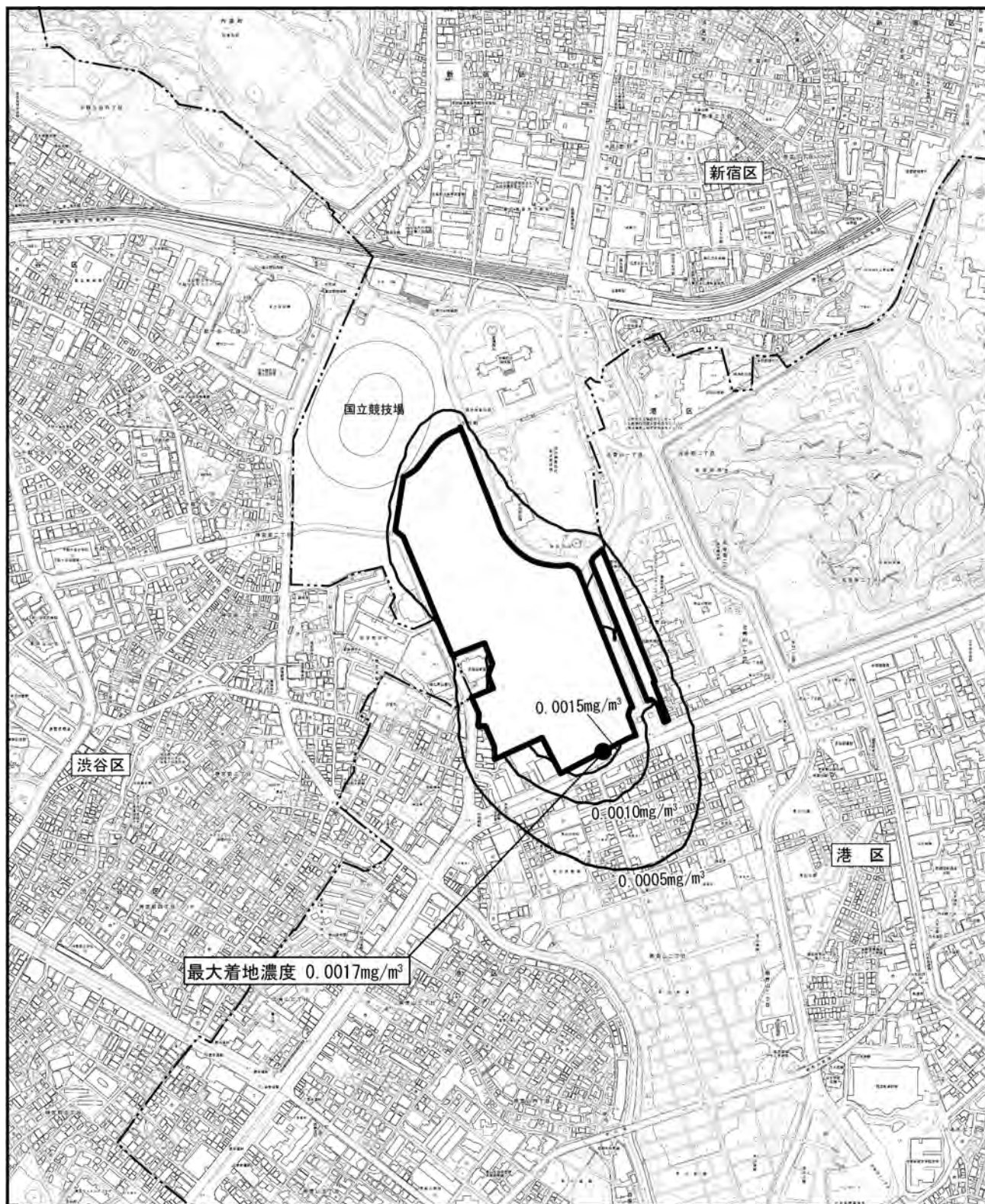


S=1/12,000

0 100 200 300m



図 2-1(2) 【変更前】建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の濃度 (全工事期間最大時: 工事着手後 55~66 ヶ月目)



凡 例



計画地



区界



浮遊粒子状物質の寄与濃度 (年平均値) (mg/m^3)



最大着地濃度 ($0.0017\text{mg}/\text{m}^3$)

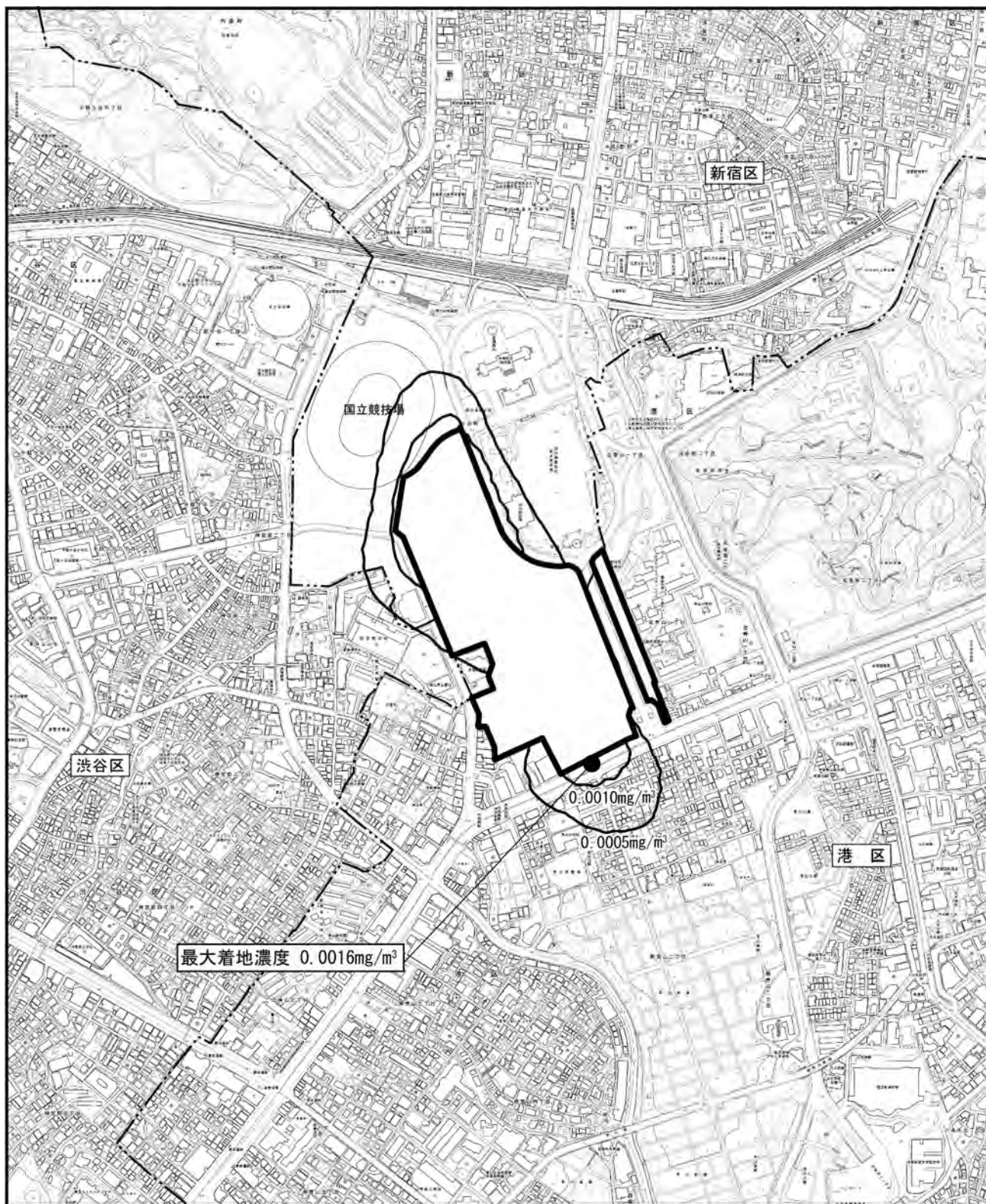


$S=1/12,000$

0 100 200 300m



図 2-2(1) 【変更後】建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度 (全工事期間最大時：工事着手後 76～87 ヶ月目)



凡 例



計画地



区界



浮遊粒子状物質の寄与濃度（年平均値）（ mg/m^3 ）



最大着地濃度（ $0.0016\text{mg}/\text{m}^3$ ）



$S=1/12,000$

0 100 200 300m



図 2-2(2) 【変更前】建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の濃度（全工事期間最大時：工事着手後 55～66 ヶ月目）

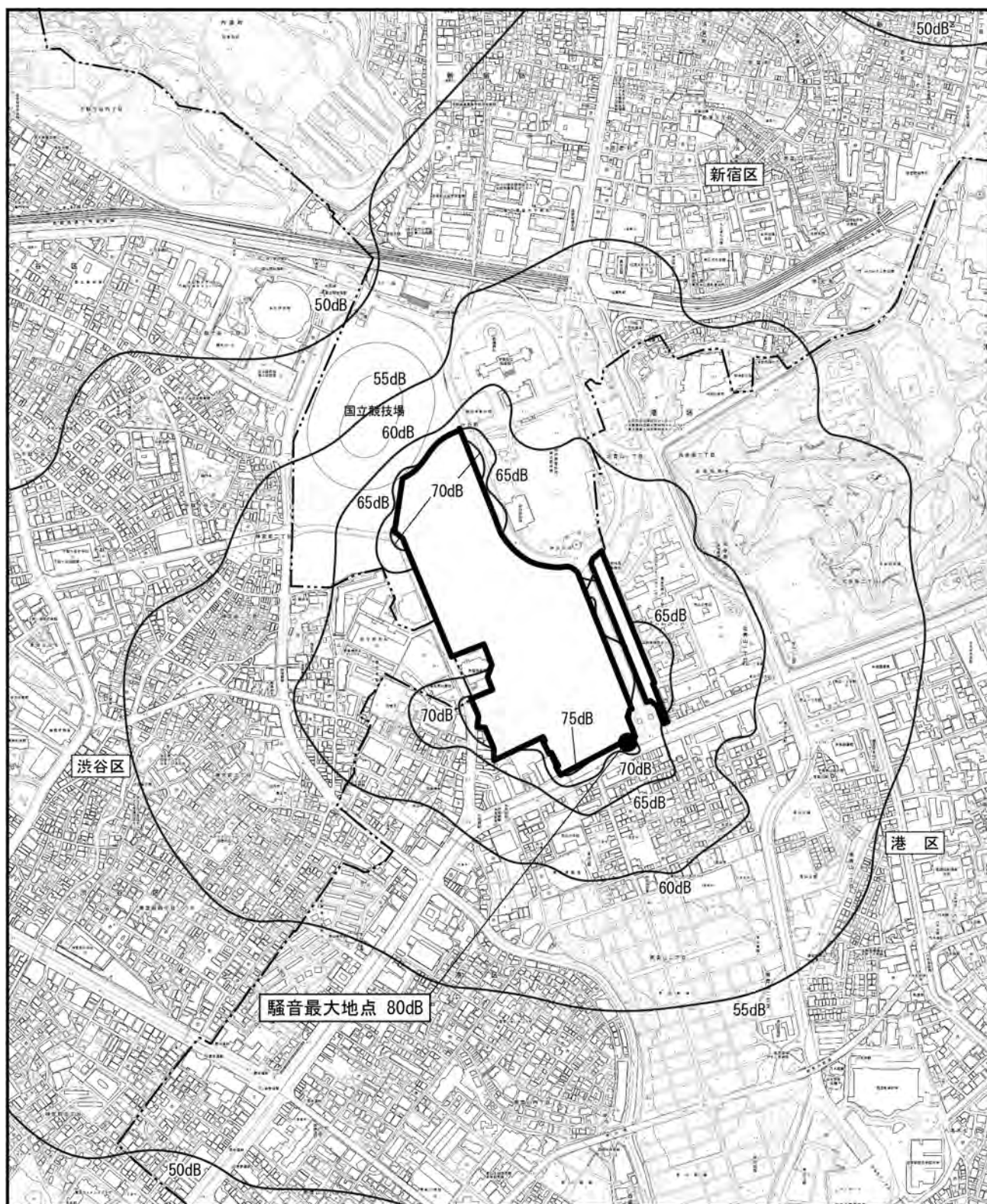
2.2 騒音・振動

全工事期間の騒音・振動レベル合成値が最大となる時期の騒音・振動レベルの予測結果は図 2-3(1)～(2)及び図 2-4(1)～(2)に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動レベルが最大となる時期は、変更前は騒音が 27 ヶ月目、振動が 11 ヶ月目であったのに対し、変更後は騒音、振動ともに 76 ヶ月目である。

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル(L_{A5})は、敷地境界南側で変更前が 80dB であったのに対し、変更後も同様に 80dB と予測され、勧告基準値（解体時 85dB、新設時 80dB）を満足する。

建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル (L_{10}) は、敷地境界南側で変更前が 54dB であったのに対し、変更後は 55dB と予測され、勧告基準値（解体時 75dB、新設時 70dB）を下回る。



凡 例



計画地



区界



建設作業騒音 (dB)



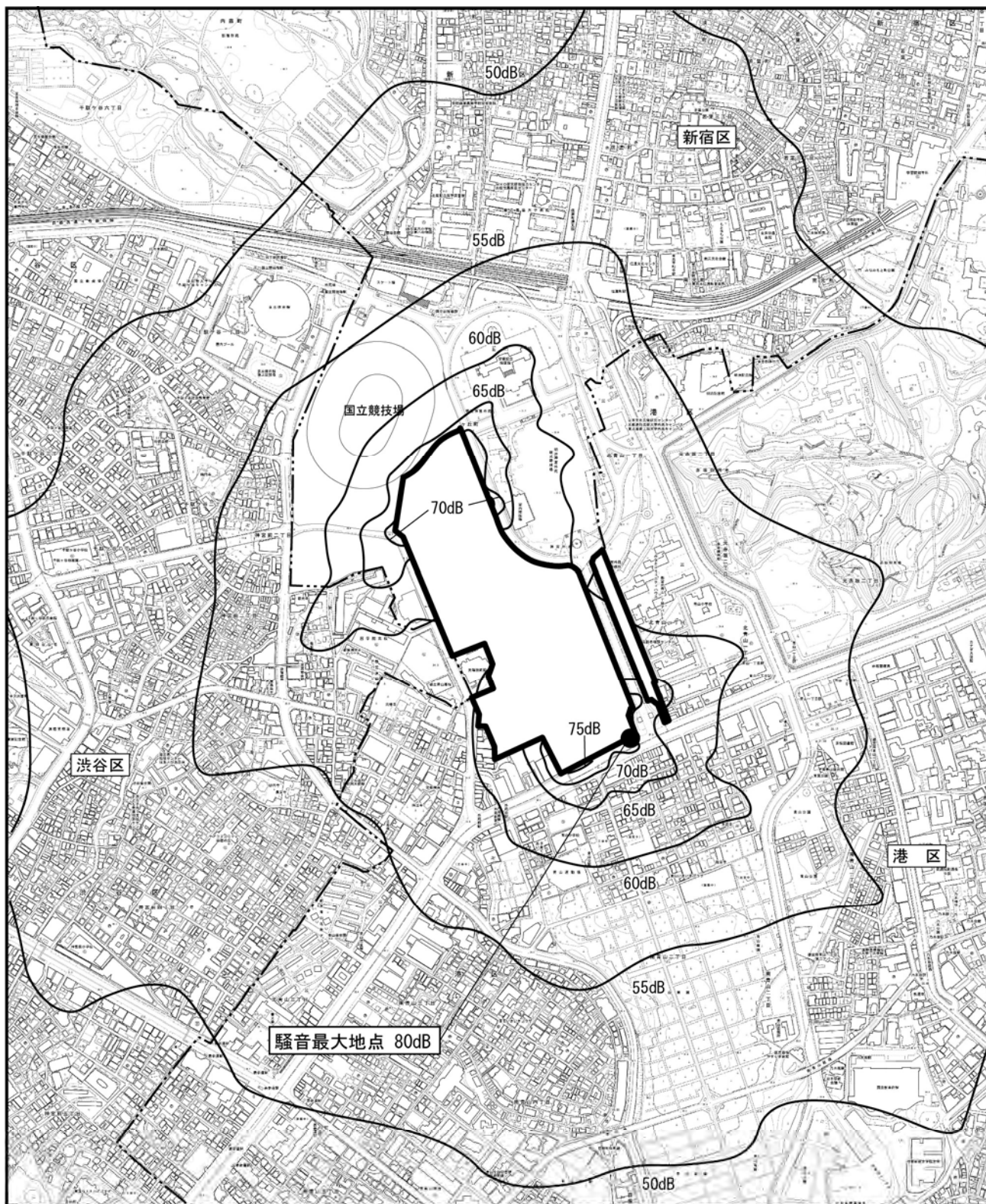
建設作業騒音最大地点 (80dB)



S=1/12,000

0 100 200 300m

図 2-3 (1) 【変更後】建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果 (全工事期間最大時：工事着手後 76 ヶ月目)



凡 例



計画地



区界



建設作業騒音 (dB)



建設作業騒音最大地点 (80dB)

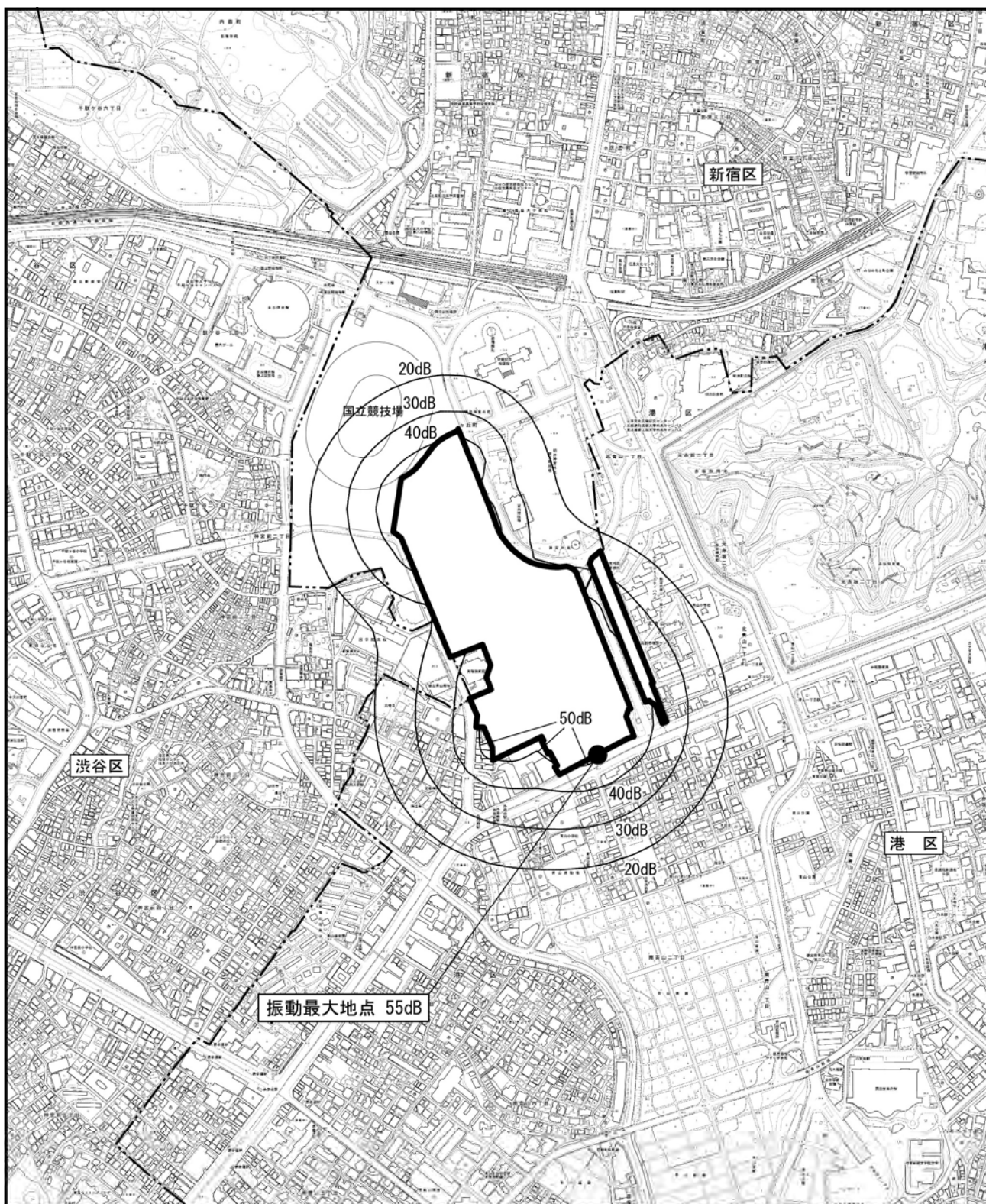


S=1/12,000

0 100 200 300m

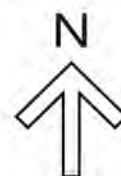


図 2-3 (2) 【変更前】建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の予測結果 (全工事期間最大時：工事着手 27 ヶ月目)



凡 例

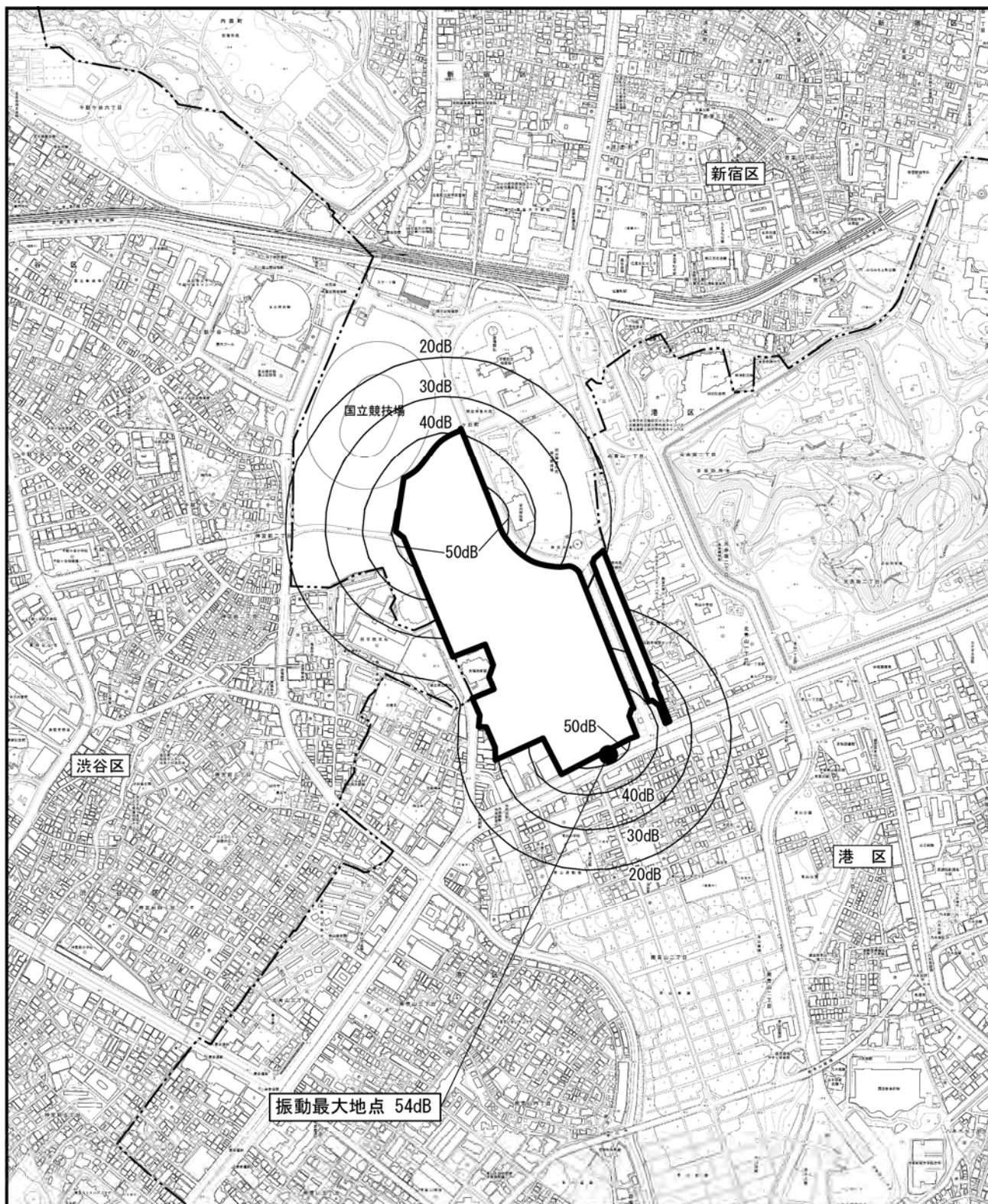
- 計画地
- 区界
- 建設作業振動 (dB)
- 建設作業振動最大地点 (55dB)



S = 1/12,000

0 100 200 300m

図 2-4(1) 【変更後】建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果（全工事期間最大時：工事着手後 76 ヶ月目）



凡 例



計画地



区界



建設作業振動 (dB)



建設作業振動最大地点 (54dB)



S=1/12,000

0 100 200 300m



図 2-4 (2) 【変更前】建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果 (全工事期間最大時：工事着手後 11 ヶ月目)